

平成17年大洲市議会第8回定例会会議録 第2号

平成17年12月12日（月曜日）

出席議員

1 番 大 野 立 志
2 番 上 田 栄 一
3 番 安 川 哲 生
4 番 福 積 章 男
5 番 山 本 光 明
6 番 西 村 豊
7 番 武 田 雅 司
8 番 中 野 寛 之
9 番 二 宮 淳
10 番 梅 木 良 照
11 番 梶 田 和 美
12 番 村 上 常 雄
13 番 水 本 保
14 番 岩 田 忠 義
15 番 宮 本 増 憲
16 番 叶 岡 廣 志
17 番 後 藤 武 薫
18 番 有 友 正 本
19 番 古 野 青 弘
20 番 矢 間 一 義
21 番 向 井 敏 憲
22 番 岡 孝 志
23 番 吉 岡 猛
24 番 清 水 久二博
25 番 田 中 堅太郎
26 番 山 下 勝 利
27 番 中 野 茂 明
28 番 吉 岡 昇 平
29 番 大 野 新 策
30 番 小 泉 紘 文

欠席議員

な し

出席理事者

市 長 大 森 隆 雄
助 役 首 藤 馨
収 入 役 田 上 隼 藏
総 務 部
部 長 小 泉 勝 明
副部長兼危機管理室長 白 石 隆 壽
副部長兼総務課長 佐 伯 幸 一
人 事 秘 書 課 長 神 元 崇
総 務 課 長 補 佐 篠 原 雅 人
総務課行政係長 往 田 秀 樹
企画財政部
部 長 小 島 健 市
財 政 課 長 補 佐 松 本 一 繁
市民福祉部
部 長 上 村 孝 廣
副部長兼保険環境課長 山 田 一 昭
建設農林部
部 長 三 保 禮 三
副部長兼建設第1課長 城 戸 良 一
副部長兼農林水産課長 松 岡 良 明
副部長兼水道課長 口 井 睦 雄
長 浜 支 所
支 所 長 上 川 慶 信
肱 川 支 所
支 所 長 櫻 田 和 明
河 辺 支 所
支 所 長 河 本 治
農業委員会
事 務 局 長 蔵 田 伸 一
教育委員会
委 員 長 岩 田 徳 幸
教 育 長 叶 本 正
教 育 部 長 尾 崎 公 男
公 営 企 業

病 院 長 谷 口 嘉 康
監 査
委 員 藤 川 卓 見
~~~~~

出席事務局職員

事 務 局 長 西 山 隆 夫  
次 長 新 野 武 男  
事務専門員兼調査第1係長 藤 岡 章 男  
調 査 第 2 係 長 新 実 雄  
議 事 係 長 谷 野 秀 明  
~~~~~

議事日程

平成17年12月12日 午前10時 開 議

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

議第 3 号議案 「真の地方分権改革の確実
な実現」に関する意見書の
提出について

(提案理由説明、質疑、討論、表決)

日程第 3

第131号議案 平成17年度大洲市一般会計
補正予算(第 6 号)

第132号議案 平成17年度大洲市介護保険
特別会計補正予算(第 3
号)

第133号議案 平成17年度大洲市介護サー
ビス事業特別会計補正予算
(第 3 号)

第134号議案 平成17年度大洲市住宅新築
資金等貸付事業特別会計補
正予算(第 2 号)

第135号議案 大洲市漁港管理条例の一部
改正について

第136号議案 大洲市企業誘致条例の一部
改正について

第137号議案 大洲市都市計画審議会条例
の一部改正について

第138号議案 大洲市下水道条例の一部改

正について

第139号議案 交通安全都市宣言について

第140号議案 人権尊重都市宣言について

第141号議案 愛媛地方税滞納整理機構の
設立について

(全議案に対する質疑並びに市政全般に対
する質問)

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議第 3 号議案

日程第 3 第131号議案～第141号議案  
~~~~~

午前10時00分 開 議

○清水久二博議長 これより本日の会議を開きます。

~~~~~

○清水久二博議長 山下勝利議員ほか8名から議第3号議案の提出がありましたので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

~~~~~

○清水久二博議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番武田雅司議員、8番中野寛之議員を指名いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第2、議第3号議案「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の提出についてを議題といたします。

この際、事務局長に議案を朗読させます。

○西山隆夫事務局長〔議第3号議案朗読〕

○清水久二博議長 お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

本件に対する質疑は、発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。

したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第3号議案「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の提出についてを採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第3、第131号議案から第141号議案までの議案11件を一括して議題といたします。

全議案に対する質疑並びに市政全般に対する質問を行います。

この際、申し上げます。

各議員の今後の発言時間は、申し合わせのとおり1人当たり30分以内と制限いたします。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、山本光明議員の発言を許します。

○5番山本光明議員 議長

○清水久二博議長 山本光明議員

〔5番 山本光明議員 登壇〕

○5番山本光明議員 自民クラブの山本光明でございます。

出直し選挙後、初の定例議会におきます最初の質問者としてしまして、一般質問に入ります前に一言だけ述べさせていただきます。

今回の市議会選挙は、在任特例への市民の批判に伴い、解散いたしました出直し選挙でございました。開票を報じた愛媛新聞の解説には、大洲市におきますさまざまな問題点を指摘した上で、新市のスタートラインに立つためには、まず市議会への市民の信頼回復が不可欠である。再び市民を失望させることのなきよう議員は緊張感を持ち、選良として範を示してほしいと書いてありました。私は、新人議員ではござ

いますが、このことを肝に銘じ、市民の立場に立って市議会議員としての使命を全うしたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまより一般質問に入らせていただきます。

まず最初に、財政についてでございますが、大洲市の財政は、広報「おおず」12月号にて御承知のとおり、市税や地方交付税などが減少し、歳入は12年度をピークに大きく減少しております。それに反して、歳出は人件費や交際費など義務的経費がふえ続け財源不足となっております、それを補うため借金である起債を発行し、また一方で財政調整基金を取り崩しており、16年度の基金残高は約8億円と非常に少なくなり、基金による財源の補充はもはや限界に達しております。折しも愛媛新聞連載の瀬戸際の改革の中で、民間なら貯蓄取り崩しを迫られた段階で支出をカットする。使った後でどうするか考えるのは経営者として失格で感覚がずれているという指摘がありました。行政は、これをしっかり受けとめる必要があります。

そこでまず、第1番目の質問でございますが、そのような危機的な財政の中で、財政運営の弾力性を測定するのに起債制限比率がございます。起債を起こす際、14%を超えると指導を受け、20%を超えると制限を受け、30%を超えると起債の発行ができなくなるというまさに極めて重要な数値でございますが、平成16年度は13.4%でございました。そこで、平成17年度の見込みとそれに対する対策について、御答弁をお願いいたします。

次に、収支についてでございますが、私は財政健全化には実質単年度収支を評価することが大変重要だと思っております。平成15年度は3億9,594万6,000円の赤字、平成16年度は8億6,288万9,000円の赤字、平成17年度は赤字か黒字か、幾らになるのか、それに対しての対策を含め御答弁をお願いいたします。

その上で、次に行政改革についてであります。私は、民間企業で経営に携わっておりましたが、一般企業では収支が悪くなると経費、労務費を削減するのは当然であります。そこで、今回は労務費削減についてお尋ねをいたします。

国は、小泉総理が第163回特別国会所信表明演説の中で、国家公務員の給与体系を見直すとともに、定数の純減目標を設定し、総人件費の削減を実行しますと提案され、自民党の行革推進本部は、2006年度から10年間で公務員の数を20%純減するという基本方針を決定されております。県でも、10月31日加戸知事が4年間で150億円もの職員の給与カットを打ち出し、また5年間で10%削減するとした定数適正化計画を前倒しすると発表されました。ほかにも、北海道の高橋知事は、職員の給与を月額10%削減する独自の縮減措置を発表されており、国を挙げてすべての自治体が労務費削減に取り組もうとしております。

そういう中で、当大洲市の公務員の正職員数は約890名、嘱託を含めパートの数は約360名、財政的に申しますと市税約44億円に対し、労務費は約50億円余りで、市税で人件費が賄えておりません。三役は合併により当然ながら12名から3名になりました。市議会議員も56名から30名に、市議会議員につきましてはまだまだ削減すべく協議しているところでございますが、職員数やパートの数は余り減ってないようでございます。合併のメリットが見えない一点もまさにここにあります。先ほど申しました起債制限比率など、県下でも非常に悪い財政状況の中で、今まで聖域でございましたが、私はこの労務費削減なくして財政の健全化はなり得ないという強い信念を持っております。大森市長も大変なときに市長になられたと痛感されておられることと存じますが、今までのように、他市に横並びとか遠慮されることなく、また職員の採用を減らし自然減を待つのではなく、新市の維

新を訴えられ、当選されましたまさに市長の腕の見せどころでございます。今年度中に定員適正化計画を策定するということでございますが、世論や状況の変化を見据え、大胆な改革を強く、強く希望するものでございます。計画策定前でございますので、許される範囲での御答弁をお願いいたします。

次に、治水関連について御質問をいたします。

治水は、市民にとりまして極めて重要な問題であり、直接生活に影響を及ぼすものでございます。数多い問題点の中から、今回は河川に堆積した土砂について取り上げたいと思います。私は、機会がございまして、県の河川担当者を交え如法寺河原より上流を観察いたしました。河川に堆積している土砂は大変な量でございました。その土砂が部分的にしろ、洪水時水面を一、二メートル押し上げていることは間違いないと思います。それにより、被害を受けられました方々の心中は察して余りあるものがございます。県担当者のお話では、昭和45年ごろまでは土砂の採取を許可していたが、取り過ぎて護岸が傷みだしたため、それ以降は禁止した。愛媛県では、すべての河川で現在採取は禁止しているとのことでした。以来、土砂はたまり続けております。この土砂をすべて取り除くことは莫大な費用がかかり、国・県・市すべて今日の緊縮財政のもとでは、一部分は別といたしましても、なかなかできないのが実情だと思います。

水害は大洲だけでなく各地で起きております。特に、新居浜、西条でも大きな被害が出ましたが、そういう河川では、4カ所ほど県の特別条例により土砂の採取を許可したそうでございます。しかしながら、採取する企業は共同体であること、砂利の使用は骨材に限ることなど条件がございまして。ある大洲の業者に感想を聞きますと、今のプラントでは使えないので、新しいプラントが必要である。長い間とってない

ので、土砂や木株などが堆積し経費がかかるのではないかと。いつまで採取させてもらうかわからないなどの問題点を提起されました。しかし、可能性もなきにしもあらずでございました。肱川水系は高低差が著しく少ない川で、しかもお城の下には堰もあります。土砂は永代たまり続けます。長浜沖での海砂の採取も禁止になったようでございますし、山を崩して採石を取ることもすべてではございません。プラントの整備費などを補助し、骨材を公共事業に使い、知恵を使えば莫大な費用をかけず十分解決できると考えます。台風14号の被害は、農業被害額2億8,000万円、商業被害額2億2,000万円、土木施設被害額1億2,000万円、その他3,000万円、合計で6億5,000万円という莫大なものでございました。被害者は市民であります。市民の悲痛な叫びを代表して、市がこの問題に主体性を持って積極的に取り組むべきだと考えますが、御答弁をお願いいたします。

次に、久米川のはんらんによる再々の水害で被災されました皆様方には、心よりお見舞いを申し上げるところでございます。その対策として、大森市長が国や県に奔走され、久米川災害復旧事業におきまして、平成16年度から19年度まで4年間かけて治水事業が行われますこと、市民の一人といたしましても非常に喜ばしいことで、大森市長に感謝申し上げるとともに、一日も早い完成を強く望むものでございます。

またその一方で、整備された地域以外の地区で、被害が出ている現状もでございます。久米川の上流にあります平野地区も地盤の低い地域でございまして、たびたび水害に見舞われております。久米川の築堤及び菅田地区の築堤によりますその他の地区への影響は出ないのでございましょうか、御答弁をお願いいたします。

次に、大洲市土地開発公社の運営について伺います。

大洲市土地開発公社は、定款によりますと目的はこの土地開発公社は公共用地、公用地など

の取得、管理処分を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の推進に寄与するとなっております。当時はそれぞれの目的で取得をされたものと思いますが、阿蔵・高山地区を含む現在5年以上保有しているいわゆる塩漬けの土地につきましては、その目的に反し、市民に大きな負担をかけていることは紛れもない事実でございます。目的に反している以上、定款の第3章業務及びその執行についての各項目について、過去にはきちんと守られていなかったり、拡大解釈があったことは否めません。土地開発公社や住宅協会は、役員構成を見ても大洲市と表裏一体であります。その事業は、公共用地の先行取得など便利な反面、安易に取得すると市民に大きな負担をかけることになります。この問題は、大洲市にとりまして最重要課題でございます。大森市長は、大洲市23区あります地区懇談会の席で、この問題について積極的に説明をされ、情報公開を進められております。また、長年積み残していたこの問題に、一定の方向性を見出し、解決に向けて努力をされていることは評価をするところでございます。そこで、過去の反省を踏まえ、今後どのような運営をされるのか伺いいたします。

また、ここ数年取得した土地について、どのように対応されたのか。大洲市としては保有している土地をどのように処理されていくのか。今後の取り組みについての御答弁をお願いいたします。

最後に、放置自動車の問題でございます。放置自動車につきましては、今日まで多くの苦情が寄せられております。しかしながら、さまざまな法律などによりその処理は極めて遅いのが実情でございます。自動車リサイクル法が施行されましたが、それも一つの要因として、今後も放置自動車がふえることを強く懸念するところでございます。放置自動車は、通行の妨げや環境を悪くするだけではなく、犯罪の温床にもなりかねません。道路法第44条の2、違法放置

物件に対する措置についてをもとに、旧長浜町ではその対策として、長浜町放置自動車の発生防止及び適正な処理に関する条例が、平成15年10月16日長浜町条例第17号にて施行され、現在も施行中でございます。これを大洲市全域に適用できるよう条例化すべきと考えますが、御答弁をお願いいたします。

また、現在法の違いにより担当する課がばらばらになっており、保険環境課を主体に窓口を一本化し、市民に対しスムーズに処理すべきと考えますが、御答弁をお願いいたします。

そのほか、今社会を大変困惑させております乳幼児への虐待や犯罪、教育問題などいろいろあるわけでございますが、時間の都合上、以上で私の質問を終わります。よろしく願いいたします。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、ただいまの山本議員さんの御質問にお答えをいたします。

私の方からは、特に2番目の行政改革のうち労務費削減について、お答えをしたらというふうに思います。

職員給与の改定等職員の純減目標についてお答えをいたしたいと思います。

給与改定につきましては、山本議員さん御指摘のとおり、歳出総額の20%近くを占めております職員の人件費削減に目を向けますことは、事務事業の再編、廃止、統合や業務の民間委託等の推進とともに、財政健全化を進める上において避けて通ることのできない重要な課題でございます。そのためには、国、地方を挙げてさまざまな方策が実施されておりまして、引き続き人事院勧告によります大幅な給与構造改革の実施など、さらに検討が進められていくところでございます。人件費の削減につきましては、基本給の一部カット、職員手当のカット及び廃止、人員の削減などさまざまな手法があると考

えられておりますが、まずは職員手当の一部カットや廃止、そして職員数の削減に取り組みまして、基本給に手をつけることにつきましては現時点では極力避けたい、このように認識しております。御意見のように、団体独自で給料カットに踏み込む自治体も中にはございますが、当市職員の給料は、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料水準、いわゆるラスパイレース指数の比較において比較してみますと、平成16年の数値では92.7、県下12市中11番目の低位にあるわけでございます。17年においてはさらに下がるのではないかという予測をしておるわけでございまして、県内各市合併をいたしましての比較におきましても、低位にあるという認識をしております。このような状況を踏まえますと、これ以上の基本給の引き上げを行いますと、職員におきましても士気の低下、人材育成の観点からもそう得策ではないと判断をしておる次第でございます。その分は、職員としての本分をわきまえていただきまして、一層職務に精励をしていただきますよう改めて強く求めてまいりたいという考えでございます。

また、財政健全化に当たりましては、私ども特別職が率先して給料のカットを行いました。次には、議員さん各位におきましても協力をお願い申し上げまして実施の段階に入っておりますので、次にはいよいよ職員の皆様にもという言い方を今までしてまいったわけでございまして、そのようなことで市を挙げての行財政改革に職員みずからがその意欲を示していただくことは当然でございしますが、先ほど申しましたように、管理職手当のカット及び特殊勤務手当の一部廃止を含めた見直し等は当然行わさせていただきますという考えでおるわけでございます。今後さらに厳しい状況が続いていくと思われますので、基本給のカットだけは避けたいのでございますが、万やむを得ない場合にはその聖域にも踏み込まざるを得ないかなと。視

野からは外さないでおかなければならないかなと、思っておるところでございます。そういう認識でございます。

それから、職員の定数の純減目標でございしますが、これは議員さんの御質問にもございましたように、これまで1年間で10人ずつぐらいの省力化を図り、10年間で100人程度の削減を図りたいという雑駁な削減計画の案をお示ししたわけでございますが、御案内のように今年度末までに定員適正化計画を作成することになっております。具体的な純減目標につきましては、今詳しくといいたしましょうか、正確にお答えすることはできませんが、今後5年間で81人退職者が今予測されております。半分の約40人の採用ということを考えております。40人強の純減が図れるものと、5年間で、考えておるところでございます。早速平成18年度免許等の必要な職員を除いて、一般職につきましては採用をしないということで既に周知徹底を図っておるところでございまして、そういう方向でいきたいと思っております。これは、国から示されております平成17年度の職員数と比較しての平成22年4月1日における純減率4.6%を上回る数値となるものでございます。

また、今年度末からの10年間について見た場合には、今は5年間の退職者の数字を申し上げましたが、10年間では218人の退職者が予定されておりますので、先ほど言いましたように、資格、免許職を除く退職者の2分の1から3分の2の採用を抑制していくということで取り組んでまいりますと、これまで申し上げてまいりましたように、100人程度以上の削減は十分図っていけるというふうに考えております。そういうことで、当面は定年退職と勧奨退職、そして採用の抑制で削減を図ってまいり所存でございます。

それから、もう一つお触れになりました民間との比較でお話がございました嘱託、臨時職員につきましても当然例外ではございませんで、

可能な限りその縮減に努めてまいりたいと考えております。御理解を賜りますようお願い申し上げます。それから、先ほどの答弁の一部訂正をさせていただきます。

県内他市との比較において、定員にありますんでこれ以上の引き上げを行うとと申したそうですが、引き下げでございました。訂正をさせていただきます。

この問題に対する取り組みにつきましては、先ほど山本議員さん力強いエールを送っていただきました。そのことをよくわきまえて、私も民間等での今の取り組まれておる実態等よく承知しとるつもりでございますんで、これからまた鋭意を持ってこの問題、大変ではございますが、決断するところは決断をして取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、特段の御協力をお願いしたと思います。

それから、ちょっと打ち合わせにはなかったんでございますが、土地の問題はどうするんぞということ。助役さんの方からあとる経過もございまして御答弁していただくんですが、その後土地については処分とかそういうことについてはやりよんのかという話であろうと思いますが、まだ私も2月13日に就任いたしまして日も浅うございますんで、いろんなことがあってそのことがなかなか緒についとらん点は否めないのですが、ただ1件だけ、おかげさまでいろんな御理解をいただきまして公社の土地について処分ができて、まだ報告を詳しくしておりませんが、大体そういう方向で、今の時代でございますんでいろんなしがらみもあるわけですが、御理解をいただきまして処分ができたところでございます。

それから、西大洲あたりも非常に水の関係で動揺をされとる事業所の方もおられます。そういうこともよく踏まえて、決断するところは決断をしながら、皆さんの御了解を得ながら、やっぱり対応を準備してあげないけんとは十分にまた御相談に乗らせてもらって、土地と、時々

表現悪うございますが悪さをする水については十分、大洲にとりましては一つのある意味では財産でございます。これを使ってそういうものに対応もしていくという姿勢で、まさにこれから取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、またその点は御理解をいただいてよろしく御支援をいただきたいと、このように思う次第でございます。

以上答弁いたしますが、後の問題は助役さん以下答弁いたしますので、お聞き取りいただきたいと思います。

○首藤馨助役 議長

○清水久二博議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 山本議員さん御質問の財政の健全化と、それから先ほど市長の指示を受けました土地開発公社及び住宅協会の運営についてお答えをいたします。

まず、財政の健全化でございますが、そのうち第1点目の起債制限比率についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、平成16年度の大洲市の起債制限比率は、通常指標として用いる3カ年平均値、これでは13.4%となっております。単年度値では14.6%でございます。平成17年度におきましては、3カ年平均値で14%を超える見込みでございます。起債制限比率が14%を超えるか超える見込みとなりましたときには、公債費負担適正化計画の策定が求められるわけでございます。このため、ことし7月に大洲市公債費負担適正化計画を策定いたしまして、県に提出をいたしておるところでございます。

計画の概要を申し上げますと、公債費負担適正化計画の期限は平成17年度から平成23年度までの7カ年となっておりますのでございます。また、適正化目標といたしまして、起債制限比率を13%以下にすることが求められておるわけでございます。そのため、計画期間の起債発行を約30億円程度に抑制することによりまして、公

債費を減少させまして、計画最終年度の平成23年度には、起債制限比率を12.4%にするよう計画をしておるところでございます。今後この計画に基づきまして、適正な公債費を管理しながら、中・長期的に安定した柔軟性のある健全な財政構造を構築していきたいと考えておるところでございます。

次に、実質単年度収支についてお答えをいたします。

実質単年度収支は、当該年度の単年度収支から基金の積み立てや取り崩し、債務の繰上償還など実質的な黒字要因や赤字要因を加味いたしまして、単年度収支が実質的にどのようになっているかというのを示すものでございます。議員御指摘のように、平成15年度約4億円、平成16年度9億円弱の赤字収支となっておるわけでございます。これまでの地方自治体は、地方交付税の財源補償機能によりまして、税収の少ない自治体においても一定の行政水準を維持することができたわけでございます。三位一体の改革等によりまして、小規模自治体の命綱とも言えます地方交付税の財源補償機能の縮小等が進められております。急激に地方財政が悪化しておるところでございます。

このような中での平成17年度の実質単年度収支は、現在のところ平成16年度並の赤字収支になるのではないかとこのように予測をしておるところでございます。ことし1月の合併によりまして新大洲市が誕生したわけでございます。合併によりまして収入が増加するわけではございませんで、旧市町村の厳しい財政収支をそのまま引き継いでおるのが現状でございます。合併によりまして自動的に削減できる経費もあるわけでございますが、逆に合併に伴う新規の財政需要も見込まれるわけでございます。合併による財政的効果を早期に実現いたしまして、収支バランスの改善を図る行政運営が求められておるところでございます。新市の収支バランスを維持するためには、行政サービスのコストに

合わせた受益者負担の見直し、これとともに事務事業の整理、合理化、組織機構の見直しなどを行いまして、歳出削減を図りまして、歳入に見合った持続可能な財政構造の構築が不可欠であると考えておるところでございます。現在このような総合的な対策を講じるために、大洲市行政改革大綱等を作成中でございます。大綱に基づきました取り組み等によりまして、収支バランスの改善に全力を傾注してまいりたいというふうに考えておるところでございます。地方財政を取り巻く本当に厳しい状況の中、議員さんを初めとする市民の皆様の英知を結集いたしまして、バランスある財政運営に心がけまして、将来に夢が持てる新しい大洲市を目指して全力を傾注していきたいというふうに考えておるところでございます。議員各位、市民の皆様方の御支援をお願いしたいと考えておるところでございます。

次に、土地開発公社及び住宅協会の運営でございますが、大洲市土地開発公社は議員御質問のとおり、公共用地、公用地等の取得、管理等を行うことによりまして、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与するというを目的に、昭和49年に設立をされております。議員御指摘の阿蔵・高山用地を初め、保有期間が5年以上のいわゆる塩漬け土地につきましては、全国的な傾向といたしまして、市の財政状況等の悪化から買い戻しがおくれているのが現状でございます。

阿蔵・高山用地の取得の目的でございますが、当初愛媛県より県立大洲農業高校の畜産科の移転候補地として市に依頼がありまして、大洲市の将来の発展に対応するためにも、開発公社で取得をいたしたものでございます。その後移転計画が白紙となりまして、温泉開発によるウェルネスパーク構想とか学園都市構想等を計画いたしましたが、いずれも実現には至らず、現在に至っておるわけでございます。この土地の問題につきましては、議会はもとより市民の

皆様にも御心配をいただきまして、大洲市といったしましても早急な解決をしていかなければならない緊急課題として取り組んでおるところでございます。

今後の取り組みにつきましては、現在県の指導を受けながら策定をしております経営健全化計画に基づきまして、市の財政支援による経営改革に取り組むたいと考えておるところでございます。経営健全化対策といいますのは、総務省が全国的に厳しい経営環境となっております土地開発公社の経営の抜本改革を図るために、市の再取得に対しまして地方債、特別交付税等で措置が講ぜられるものでございます。阿蔵・高山用地もこの健全化計画の中で平成18年度に再取得をいたしまして、活用について検討を進めておるところでございます。

また、その他の土地開発公社及び住宅協会の保有しておる土地につきましても、健全化計画に基づきまして段階的に市の財政支援による経営改革を行ってまいりたいと考えております。

今後公社が行う取得事業につきましては、事業の目的を定めた規定に基づきまして事業内容を精査いたしまして、そして取得に努めるというふうに考えておるわけでございます。今後も開発公社の健全経営につきましては、議員各位の御意見を賜りながら情報の公開に努めまして、目的達成のために努力してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上、2点についてお答えとさせていただきます。

○上村孝廣市民福祉部長 議長

○清水久二博議長 上村市民福祉部長

〔上村孝廣市民福祉部長 登壇〕

○上村孝廣市民福祉部長 私の方からは、放置自動車の対応につきましてお答えをいたします。

放置自動車の問題につきましては、放置者のモラルの問題であります、現実として一向に

後が絶えず対応に苦慮をしているところでございます。現在長浜地域は、長浜町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例を施行し、一元的な取り組みを実施しておりますが、その他の地域ではその土地を管理する部署が中心となって対応をいたしております。

山本議員さん御指摘のとおり、今後におきましては事務の一元化を図り、スムーズな処理ができますようできるだけ早い時期に大洲市全域に適用できる条例制定に向けまして検討をしてまいりたいと考えております。

なお、市として対応できますのは、市有地に限られておりまして、それ以外の土地に放置されました自動車につきましては、今までどおり警察と関係機関と連携を図り対処したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○三保禮三建設農林部長 議長

○清水久二博議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 それでは、私の方からは治水問題についてお答えをいたします。

愛媛県の東予であります東部地方におきましては、去年の相次ぐ台風によりまして大量の土砂が河川に堆積をいたしました。治水上緊急を要する箇所、つまり断面の3割以上の堆積、そういう状態のことを言うんだそうですが、それについては災害復旧事業によりまして、河床掘削が実施をされた次第であります。この災害復旧事業の対象となりません箇所の中で、先ほども言われましたが、コンクリート用骨材などに利用できる箇所におきましては、治水対策共同モデル事業という名のそういう事業によりまして、民間活力の導入を図っておられ、この事業によりまして国領川など4河川におきまして公募が行われました。その4河川すべてに応募がございまして、現在のところ順調に進捗をしていると聞いてございます。

肱川の河床につきましては、新居浜市などの状況とは大きく異なっておりまして、全川的には安定をしており、洪水被害を大きくするような著しい土砂の堆積は確認をされていないと申されておるところでございます。この愛媛県の管理区間におきましては、今後治水上支障の認められる土砂の堆積箇所がございましたら、その都度対応を検討していきたい、そういう答弁をいただいておりますので、お伝えをしておいたと思います。

なお、議員さん御指摘がございました手法につきましては、何といいましても国・県の調査や、それから四国地区骨材資源対策検討会というのがあるんですが、そこの動向を見ながら採石プラントを持つ企業に対しまして相談を申し上げてみたい、このように考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたい、このように存じます。

それから、阿蔵地区に堤防をつくった場合の影響についての御質問がございました。議員さん御指摘のように、久米地区につきましては、昨年の台風によりまして甚大なる被害を受けましたことから、国土交通省さんと愛媛県さんが平成16年度から事業に着手をしていただいて、平成19年度の完成に向けて今堤防整備事業を実施されているところでございます。

一方、菅田地区におきましても、上流部の成見池田及び阿部板野両地区から測量設計に着手をしていただきまして、今早期完成を目指して頑張っているところでございます。

そこで、議員さん御指摘の築堤による他の地区への影響についてでございますが、久米地区及び菅田地区におきましては、下流域に影響を及ぼさないように、下流域と同じ規模での一部暫定堤防や霞堤方式で施工することとなっております。

今後は、下流域の堤防整備にあわせまして、段階的にかさ上げを行っていく計画になっておりまして、そういう意味で他の地区への影響は

ない施工方法を考えていただいとるわけでございます。

また、久米川上流部の河川改修についてでございますが、今既に改修が済んだところもございますけれども、その改良区間と同じ久米川の自分で流す流量というのがあるんですが、10分の1相当、つまり毎秒230トンらしいですが、そういう内容で整備を行っていくことになっております。そういうことでございますので、現在よりも河川断面が大きくなるそうですので、流下能力は向上していくことになりますから、今回の事業によって久米川の上流域への影響はないと考えてよろしいのではないか、このように伺っておりますので、どうぞ御理解をいただきたい、このように存じます。

以上、お答えといたします。

○清水久二博議長 次に、福積章男議員の発言を許します。

○4番福積章男議員 議長

○清水久二博議長 福積章男議員

〔4番 福積章男議員 登壇〕

○4番福積章男議員 新大洲市2期目の市議会議員に初当選をいたしました自民クラブの福積章男でございます。

新大洲市誕生以来、早くも1年を迎えようとしております。理事者におかれましては、主要施策を打ち出し、基本目標に向け市長以下一丸となって取り組んでおられること、支持者として見守っているところでございます。

新聞、ラジオ、テレビでは、小泉首相の三位一体の改革が12月から本格化し、地方交付税交付金、国庫支出金の引き締めがいよいよ実施され、地方はこれから本当の真価が問われるようになりました。

また、全国では消費者物価指数がバブル崩壊後初めて上昇し、景気も踊り場を脱したと言われておりますが、実際地方に行き渡るには私の所感では、まだまだ5年、10年先のことを考えております。これから地方は厳しくなることが

大変予想されます。地方が独自の行政を行い、大洲市は大洲市の地方性を発揮していかなければならないと思います。これから本当の大森市長の手腕が必要となってくるのではないのでしょうか。

坂の上の雲を目指す松山市では、早くも指定管理者制度を取り入れ、公園の整備、シルバー人材の活用、NPO法人活用等とどんどん新しい取り組みがなされております。大洲市も今後松山市以上の創意工夫した行政を行っていかねばならないと思います。

それでは、既に通告いたしております5点について順次質問してまいりますので、市長を初め理事者のお考えをお伺いいたします。

初めに、浄化槽設置補助金についてお尋ねいたします。

毎年補助金が出されておりますが、このことは建築数増加を目的としておられるのか。私は、本来の目的は水浄化率向上にあったのではないかと思います。それであるならば、旧単独槽の入れかえとか、また水洗でないもののリフォーム工事に優先的に補助するべきだと思いますがいかがでしょうか、理事者のお考えをお伺いいたします。

次に、廃棄物ステーションについてお尋ねします。

私どもの地区では、2地区、200軒余りのものが1カ所の廃棄物ステーションを利用してやっております。その地区内に6軒の集合住宅ができました。扉のないステーションで、早くも通りすがりの人が捨てた弁当がらが飛散しかけたのを見ました。ごみの飛散のないまちづくりにみんな一丸となっていますときに、市では安易に廃棄物ステーションを増加し、ごく一部の者の利益のためだけの協力をして、不公平にならないようにするべきだと思いますが、理事者のお考えをお伺いいたします。

次に、廃棄物焼却場についてお尋ねします。

大洲市は、スーパーマーケットやレジャー関

連施設がたくさんできた今、年末年始の31日、1日、2日、3日の廃棄物焼却場の休業は、廃棄物処理業者にとってごみ処分に大変頭を痛めるところであります。土、日、祭日と3連休以上、廃棄物焼却場が休業になりますと、収集した廃棄物を2日以上堆積しなければならず、大変な負担となります。休業日の焼却場の受け入れを交替制にして、受け入れ日数をふやし、厳しい状況下の一般排出事業所に利便を図ってはいかがでしょうか。個人の持ち込みも土、日、祭日休みでは、会社を休んで持っていくか、それもかなわなければ不法投棄にもつながるのではないかと心配いたしますが、お考えをお伺いいたします。

また、ごみの6種分別に移行してから早くも6年がたちました。市民の方々の中には袋が改良され縛りやすい、運びやすいと、よい意見もありますが、袋代が高いという話も聞いております。スチール缶、アルミ缶は今高値で取引されている有価物です。この有価物をわざわざ高価な市指定の袋に入れてステーションから中間処理施設まで運んで袋をごみにしております。瓶と缶を昔のように分けて、有価物に関しては他の買い物袋等でも出せるようにし、市民の方々の袋代の負担の軽減や買い物袋等の有効利用をし、少しでも地球資源の節約を考えるべきではないのでしょうか。

また、6種分別に移行してから6年間、歴代区長さんはステーションの取り残しごみの整理に追われております。このままでは区長の仕事も投げ出したいと苦痛な発言をされる区長さんもおられます。少しでも区長の負担を軽減すべく市民による6種分別も最小限に徹底できるようになったと思われますので、この際収集業者をお願いをするようできないものか、理事者のお考えをお伺いいたします。

最後に、土地開発公社の保有する土地の件についてお尋ねいたします。

阿蔵・高山地区の土地を活用するため、正確

な場所、形状等、立体地図などをつくり市民にわかるようにできないものでしょうか。私を含め市民の大半は阿蔵・高山地区の土地がどこにどれだけの広さのものがどのような形状であるのかわかっていないと思われれます。この土地の有効利用として、福祉施設、給食センターをとのうわさの話も耳にいたしますが、あわせて車社会の今、1,500人から2,000人収容、1,000台を駐車できるような市民会館を持っていき、周辺部、地方の人、また市外からの来場も期待できるような施設づくりも考えられます。土地の利用はどう考えられておられるのか。市木のとみす寮跡地とか、菅田、徳森にまたがる県所有の養蚕試験場跡地の件もあわせてお伺いをいたします。

これで終わります。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、ただいまの福積議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思います。

私の方からは、土地利用についての問題を御答弁申し上げます。

この土地利用につきましては、お話にもございましたように、御指摘のとおりでございます。いろいろ一番の市民の皆様から見られても関心のあることだろうというふうに思っております。今言われました模型の話等は答弁してもらうといたしまして、使い方、今後どういうふうに考えとるかということであろうと思います。

先ほど一部山本議員さんの御答弁にも申し上げましたように、これはやっぱり土地につきましては、相手のあることございまして、タイミングとかそういう問題もあらうと思います。評価ばかりしよっても片がつきませんし、そうかといって今の状態では先ほど御答弁していただきましたように、整備計画、再建計画を今準

備しておるところでございまして、手続中でございます。そういうこと等の問題をクリアいたしませんとなかなか基本的には手がつけられないという問題もございますわけで、そういうところもまたひとつ御理解をいただきたいと。いずれにしても、私がこの問題を公にいたしまして、この際整理をしていかなかったら他の問題はなかなか片づいていかないと、取り組むこともできないという認識は十分しておるつもりでございます。土地の問題のまず御質問がございましたように、高山あたりもそういう使い方をしてはどうかということでございますが、なかなかそういうクリアをしなければならない問題があるものですから、今すぐどうこうという明確な御答弁にもならないわけでございますが、御意見を十分聞かせていただきながら、皆さんの御意見に沿うようにしていきたいとは思っておりますが、福祉施設や給食センター等もこの土地への建設も含めまして、十分に検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、ほかの土地についても県の土地あたりもあるがどうするんぞというお尋ねでございまして、土地開発公社の経営健全化対策の問題はそういうことでございますので、御認識をいただくことといたしまして、その他の問題、土地については、一部事務組合特別養護老人ホームとみす寮跡地、それから愛媛県が所有をされております養蚕試験場跡地、それから大洲警察署跡地、それから東若宮地区にできました土地区画整理用地などの公共的用地につきましても、公共施設用地としての土地利用の方向で、その有効活用を考えていく必要があるというふうには考えております。公共施設といたしましては、新市建設計画に載っております学校給食センター、図書館、文化会館等の教育文化施設、それから大洲幸楽園、清和園等の福祉施設、もう一つは市庁舎の別館などが考えられるわけでございますが、これらはいずれも新市建設計画で予定されております事業計画全体につきまし

て、再三お話にも出ておりますように、三位一体改革の影響等による大変厳しい財政状況下でございますので、全体事業費の縮減、見直しが当然避けて通れない問題でございます。このような背景の中から公共施設の整備計画に当たっては、中・長期的財政計画による毎年度の財源状況を見きわめながら、今年度から2年間で策定を進めていただいております大洲市総合計画、事業実施計画の中で慎重に検討を行ってまいりたいと思っております。事業計画の見直し、調整を進めていくということになると思っております。したがって、今福積議員さんから御質問ございました公共的用地の土地利用計画につきましては、公共施設整備計画の進捗とあわせまして、市議会の皆さん方ともよく御相談をしながら検討を慎重にしていまいりたいと考えております次第でございます。

私もいろいろこういう立場になりまして、夢としてはあるわけでございまして、持っとるわけでございますが、いかんとも今の財政状況等しがたい問題がございまして、なかなか予測がしにくい問題がございまして、そういうことで、また試験場跡地あたりにつきましては、県の県有地でございますので、大洲市はどうするんぞと、この土地については田口の1ヘクタールと合わせて5ヘクタールでございます。非常に大洲市にとりましても幾ら広い大洲市と言いましてもこれだけまとまっとる土地が中心部にあるわけでございます。これをどう使っていくかと。可能であれば県からどういう形にせよ相談をしていただいて、大洲市としても今後この遊休土地をどう使っていくかということは非常に大切だろうと思いますが、財政的なものがこれは伴ってまいりますので、その辺のことを十分慎重に計画を立てまして、皆さんともお諮りいたしましてやっていかざるを得ないというふうに思っております次第でございます。

後ほどずっと何回か議員さん、それぞれの項目で御質問ございますので、お答えしたいと思

っておりますが、図書館の問題あるいは文化会館の問題、そういう問題等にも全部これ絡まってまいりますので、優先順位をつけながら地域のバランスも見ながらやっていかざるを得んのではなかろうか。いずれにしても、昔のように箱物をどんどん建てていく時代ではございません。そういうことはすべて今の公債費比率の高数字につながるとるわけでございまして、その点が非常につらいところでございまして、あえて乗り越えていかないといけない大事な問題、また市民の皆さんに対して何かやっぱり明るい話題の提供もする必要がございますので、どうしてもやらにゃいけないことはやっていかなければならないというふうに整理をしておるところではございますが、今具体的にどれをどうしてということまではまだ至っておりません。今年度内にやっていく問題の方針を立てまして、またその段階ではちゃんとしたお話をつなげるようにしていきたいというふうに思っております次第でございます。

以上、私の方からはその2点について御答弁を申し上げます。あとの問題は助役以下で答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○首藤馨助役 議長

○清水久二博議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 福積議員さん御質問の土地開発公社の保有する土地のうち、阿蔵・高山用地の活用方法につきましてお答えをさせていただきます。

土地開発公社が保有しております阿蔵・高山用地につきましては、先ほど山本議員さんにも御答弁申し上げましたとおり、平成17年度末に策定いたします経営健全化計画に基づきまして、市が再取得を行えるよう県の指導を受けながら、順次作業を進めているのが現状でございます。

議員御質問の土地活用のための立体地図の作

成はどうぞという御質問でございます。現在までにこの土地に興味を持たれております数業者、これらなどから問い合わせはあったわけですが、現在まで航空写真や位置図等によりまして説明をしておるところでございます。このことから、今後現在の資料で当面对応いたしまして、具体的な計画になりましたら模型等も検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○山田一昭市民福祉部副部長 議長

○清水久二博議長 山田市民福祉部副部長

〔山田一昭市民福祉部副部長 登壇〕

○山田一昭市民福祉部副部長 福積議員さんお尋ねのうち、私の方からはごみの収集について、そして環境センターの稼働日についてお答えを申し上げます。

最初に、ごみステーションの設置方法についてでございますが、現在市内には約1,350カ所のごみステーションがあり、利用していただいております地区住民の方々に管理をお願いしているところでございます。新しく集合住宅等ができた場合、できるだけ既存のステーションを利用していただくようお願いしているところですが、しかしながら既存ステーションの利用が困難な場合が多く、ステーションを新設いたしまして対応をいたしております。ステーションを新設する場合は、不法投棄が起こらない場所やステーションの形状等について事前に設置を希望される地区と十分な協議をしたいと考えております。

また、既存ステーションにおいて不法投棄等で苦慮されている場合には、ステーションを移動する等の対応もしたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

有価ごみを入れる袋の変更についてでございますが、指定ごみ袋による6種分別収集につきましては、市民の皆様の御理解と御協力によりまして、順調にごみの減量化とリサイクルが図

られております。スチール缶及びアルミ缶につきましても、指定ごみ袋による排出をお願いしているところでございますが、有価物であるとはいえ、資源ごみを含めたごみ処理には収集、運搬や中間処理等に多大な経費が必要であります。指定ごみ袋制につきましては、市民の皆様はその処理経費の一部を御負担していただくとともに、ごみの排出抑制に対する個人の意識づけにも効果があると考えておりますので、御理解と御協力をお願いします。

なお、現在缶並びにペットボトルをごみ袋に入れる場合には、つぶさずに捨てていただくようお願いしておるところでございますが、来年度からはつぶして出せる方向で現在検討をいたしておりますので、正式に決まり次第、広報等で皆様にお知らせをしたいと考えております。

ごみの取り残し対策についてでございますが、6種分別収集実施から6年が経過し、市民の皆様には分別方法等のルールが定着してきているところでございます。収集業者には分別方法や排出時間等のルールが守られているごみであれば収集するように指導をいたしておりますので、取り残しごみにつきましては、一部分別が不十分であるなど、排出のルールが守られていないものであると考えております。市といたしましても、取り残しごみが発生しないよう分別方法や排出の指導、啓発をしまいたいと考えておりますので、市民の皆様におかれましても御理解と御協力をお願いを申し上げます。

次に、環境センターの稼働日についてでございますが、環境センターにつきましては、平成3年4月から稼働をしておりますごみ焼却施設であり、今年度で15年目となる施設でございます。現在職員は事務所に3人、プラットホームに4人、工場の運転管理を委託しており、委託従業員が13人であり、合計20人が業務を行っております。ごみの量につきましては、平成3年度当初は日量33.7トンでありましたが、経済の成長とともに順次ふえ、平成16年度には日量

51.1トンと増加してきております。しかしながら、平成17年度になりごみ量が上半期で4%の減となっております。議員さんお尋ねの年末年始でございますが、31日につきましては、委託業者、許可業者のみ午前中受け入れをしております。元旦から3日まではお休みをさせていただいており、4日から平常業務となっております。土曜日は委託業者のみを受け入れをしております。土、日、祝日と3日続く場合は、祝日の午前中許可業者のごみを受け入れております。

また、個人のごみにつきましては、週に2回決められた日にごみステーションに出していただくようお願いしているところでございます。

また、現在土曜日は委託許可業者しか受け入れておりませんが、限られた職員でございますが、合理的なローテーションを組むことによりまして、来年度からは月に1度事業所並びに市民の方々が土曜日の午前中に利用できるよう、現在検討を加えているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○城戸良一建設農林部副部長 議長

○清水久二博議長 城戸建設農林部副部長

〔城戸良一建設農林部副部長 登壇〕

○城戸良一建設農林部副部長 それでは、私の方からは合併浄化槽の設置についてお答えを申し上げます。

浄化槽設置整備事業につきましては、公共用水域の水質保全と住環境の整備を図るため、国と県の補助を受け平成4年度から浄化槽の設置者に対し設置費の一部を補助金として交付を行っております。

議員さんお尋ねの優先的な補助の方法でございますが、現在の募集方法は設置される前年度の9月1日から3月31日までを受け付け期間とする事前申込制度を採用をいたしております。その手続につきましては、新築か改造かをもって優先順位をつけることなく、御利用いただ

るように配慮しているところでございますので、御理解をお願いいたします。

なお、生活雑排水も処理できます合併浄化槽は、公共下水、農業集落排水を補完する重要な生活排水対策でありますので、今後におきましても引き続き補助制度を有効に活用していただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○清水久二博議長 次に、上田栄一議員の発言を許します。

○2番上田栄一議員 議長

○清水久二博議長 上田栄一議員

〔2番 上田栄一議員 登壇〕

○2番上田栄一議員 新人の上田栄一です。よろしく願いいたします。

厳しい財政状況の中、予算編成には苦勞の多いことと存じますが、通告しておりました5項目について質問いたします。

まず、住民サービスについてお尋ねいたします。

大変便利な世の中になりまして、インターネットの普及により家庭にしながら、また出先からパソコンや携帯電話を使って買い物や販売、支払い、調べもの、その他いろいろなサービスを受けることができるようになりました。コンビニへ行けば買い物だけでなく、バーコードがついていれば24時間いつでも振り込みができ、それも専門の金融機関より簡単で早い、荷物を送ることもできます。地元商店街やスーパーでもこの時期には歳末大売り出しと銘打って、価格の割引やくじなど特典を設けてお客様に利用いただくため知恵を絞り工夫をしております。

一方で、行政機関に目を向けると、土、日、祝祭日、年末年始は休み、朝は8時半から夕方5時までといった制限の中で、住民は印鑑証明1通とるにも休みをとるか仕事を抜け出してとりに行かなければなりません。駐車場は狭くて満車状態、焦りながら待たなければならない、ごみを出すのにも平日休まなければ持っていけ

ないといった状況にあり、住民は不便を来しております。行政機関と言えども、もっと市民生活に合わせたサービスを提供する必要があると考えます。

そこで、市民課を年末年始を除いて年中無休にする、東大洲拠点地区に連絡所機能の一部を受け持つ市の窓口を設置する、環境センターは年始を除いて年中無休にするなどの取り組みはできないものか、理事者の見解をお伺いします。

あわせて住民サービス向上対策について、検討はされているのかお尋ねします。

2点目は、教育環境問題についてお尋ねします。

子供をねらった凶悪事件が相次いでおり、保護者の皆さんの心配は絶えないと思っております。とにかく事件が起こってから対応になりやすく、事前に防止することは難しいのが現状であります。所によっては児童が駆け込める110番の家を設置したり、防犯ブザーの携帯や不審者情報の連絡網、自家用車に青色回転灯を装着して巡回したりと、いろいろな取り組みがなされておりますが、当市として通学路の危険場所の点検や情報の収集などはされているのか。何か対策は検討されているのかお伺いします。

具体的事例として、富士寮から肱川橋間の遊覧道路は道路からの景観は大変すばらしいが、道路自体は昼間でも薄暗く、今なら夕方5時を過ぎれば真っ暗、しかも片側はがけ、一方は川、人家もないといった危険な状況にあります。ところが、街路灯は倒れたり斜めになったり、明かり自体が蛍の光くらいで、道路を照らすほどの明るさがありません。この区間は、富士学校の通学路にもなっており、本年8月には学校からの要望も出ていていると聞いておりますが、いまだに改善されておられません。富士学校に対しては、いつ、どのような回答をされたのか。また、この間の通学道路を早急に、現状の

街路灯の修復と照明の新設により、安全な明るさを確保する必要があると考えますが、理事者の考え方をお尋ねします。

3点目は治水問題についてお尋ねします。

11月17日には国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所職員、11月21日には県の大洲土木事務所職員と市民が、肱川の改善を必要とする場所に出向き、意見を交わしております。その中で、国交省は樋門は約20カ所あるが、排水ポンプは堤防完成後に考えると回答されました。しかしながら、樋門を閉じれば内水災害問題が発生します。これを解決するためには、樋門と排水ポンプはセットでなければ浸水を防ぐ効果はないと考えます。また、砂利や砂の堆積により、河床が上昇しております。堤防の整備も必要ですが、短期的に効果を上げるには、河床を一定のレベルに維持管理することが大切と考えます。予算がないで放置していれば、来年も浸水被害を覚悟しなければなりません。管理者が立ち合いのもと、必要とする地元業者によって一定レベル以上に堆積した砂や砂利を取り除くことはできないでしょうか。

なお、昨年台風で倒伏した樹木が河川内で枯れています。洪水により川をせきとめ、大きな被害をもたらすおそれがあると思います。この除去についても早急に取りかかる必要があると考えますが、理事者の見解をお伺いします。

4点目は、農業問題についてお尋ねします。

大洲市では、国営パイロット事業で約280ヘクタールの農地が造成されておりますが、そのうち15年度には15.1%が、16年度には26.5%の約74ヘクタールが耕作放棄地となっております。金額に換算すれば、地権者の負担だけで約3億円が。仮にその土地を貸し付けたとすると、毎年約1,400万円がむだになるだけでなく、害虫及び有害鳥獣の温床になることも考えられます。農業自体大変厳しい状況下にありますし、果樹を植えれば収穫までに3年から5年かかります。この間、助成措置によって借り主

の負担を軽減するなどして、担い手農業者や定年退職者による有効利用はできないかお伺いします。あわせて、耕作放棄地対策について検討はしておられるのかお尋ねします。

最後に、財政問題についてお尋ねします。

大変厳しい財政状況の中、予算編成には苦労されていると思いますが、財源の確保の手段として、歳出の約2割を占める公債費の金利分を引き下げることが考えられます。そこで、平成16年度一般会計歳出公債費53億3,104万円のうち、金利分は幾らか。借入れ先と借入れ残高及び利率は幾らか。金利はどのように決められているのか。金利引き下げ交渉はされているのか。金利の安い金融機関から借りかえは検討したのか。金利引き下げのため、今後の対策はあるのかについてお伺いします。

以上、5点の項目についてお答えいただきますようよろしくお願いします。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、上田議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思います。

5点中、私の方からは4番目に御質問されました治水問題について、一括して御答弁を申し上げます。

堤防整備や河床掘削は、上、下流の治水バランスに考慮することが必要であります。特に、河床掘削は下流部の洪水はらんを増大させるため、下流部の築堤を先行させる必要があること。下流から実施しないで中流部で行うと、洪水のたびにもとの形に戻る可能性があること。生息する動植物や河川環境に影響するという理由から、河川環境の保全施策を十分に検討し、将来実施すべきものと聞いております。

なお、整備計画におきましては、河道の疎通能力を著しく下げることとなる先ほどお話ございました樹木や高水敷上の盛り土及び旧堤防の撤去を実施し、河道内の適正な管理に努められ

ることとなっており、御理解をいただきたいと思う次第でございます。

近年の肱川の河床は、全体的に安定しており、洪水被害を大きくするような著しい土砂の堆積は確認されていないと言われておりますが、局所的にはそうではないという実態も私も承知をしておるところでございます。10月下旬には如法寺の河原におきまして、特に目につくところでございますので、利用性を十分考慮して、堆積土砂の河道内再利用により、当地区の除去作業が国交省の手によって実施されたところでございます。また、平成16年度の洪水後、肱川中流域におきまして大量の倒木が発生しておりまして、放置しておくとも先ほど言われましたように流出し、下流域の橋等にひっかかりますと重大な被害を及ぼすおそれがございますので、鉄橋下流側におきましては特に約27ヘクタール、約5,000本の倒木処理が実施されたところでございますが、全体的に見ますと先ほど議員さんが言われたようなところもまだまだ残っておろうかと思っておりますので、引き続きこのことにつきましては国交省、また県に訴えていきたいというふうに思っておる次第でございます。

今後の河床管理につきましてでございますが、河川利用上の観点からも考慮に入れながら、土砂堆積状況等の把握に努めまして、適正な河道内の土砂、樹木の維持管理に努めていくという答弁をいただいておりますので、また気のついたところから順次御意見を申し上げて、御理解を当局にいただいて対処していただきたいと、このように思っておる次第でございます。

それから、次に樋門と内水処理、ポンプアップのことについてでございますが、肱川流域におきましては、内水排除を必要とする箇所は堤防整備が進むにつれてふえてまいりまして、平成19年度末には30カ所に達する見込みであります。また、菅田地区等の堤防整備が今後進んで

まいりますと、新たに10カ所以上の樋門が設置される予定でございますので、したがってポンプアップの問題も必然的にセットになってお話が起ってくるのではないかというふうに思う次第でございます。

肱川水系河川整備計画では、大きな内水被害が予想される東大洲地区の都谷川樋門、白滝地区の滝川樋門等については、河川管理者が下流の河川改修の進捗を見きわめながら内水対策を実施するとなっております。その他の樋門につきましても、堤内側に低い宅地が数多くあるわけございまして、内水による浸水被害が発生をしていることから、内水対策、ポンプアップが必要であるということは十分認識をしておるところでございます。しかしながら、流域には多田地区や菅田地区の無堤地区及び東大洲地区を初めとします6つの暫定堤防があるわけございまして、まずは外水はらんに対する治水対策が優先されて行われていくべきものというふうに思っております。また、内水排除、ポンプアップにつきましては、下流への影響がないことが条件と言われておりますが、現在の堤防整備状況では一挙に、先ほど言いましたように30カ所余り箇所があるわけございまして、一挙にの実現は難しいのではないかと考えておりますが、優先順位また住宅の密集度合い等によって判断をして、順次やっていく必要があるのではないかという認識でございます。

なお、応急的な内水対策につきましては、今言いましたように内水はらん地区の浸水危険度、土地利用状況、被害の状況等を十分把握いたしまして、排水ポンプ車の要請、これもことしも高松、徳島から応援に国交省の来ってもらったようございしますが、幾ら高速道路走ってきたといいましても時間差の問題もございまして、一番いいのは大洲に設置してあるのがいいわけですが、これも一挙に全部の箇所へ行って使うというわけにいきません。どうしても二線堤のどこ優先的に、都谷川の樋門で使ったよう

でございますが、そうしますと、水防団による排水作業とこのポンプ車と比べましたら、大変まだ規模的にも稚拙でございますが、しかし応急措置としてはそういう対応をしながら国・県へ要請をしていくというようなことになろうかと思っておりますが、可能な限り方法を検討し、また上部の方へ上げて実態を訴えていきたいと、そして対応していきたいというふうに考えておりますので、この点ひとつ御理解をいただきたいと、このように思う次第でございます。

他の問題につきましては各部長からお答え申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○小泉勝明総務部長 議長

○清水久二博議長 小泉総務部長

〔小泉勝明総務部長 登壇〕

○小泉勝明総務部長 それでは、上田議員さんの御質問中、私からはまず市民課の年中無休化と東大洲拠点地区への連絡所機能を有する市の窓口設置についてお答えをいたします。

議員さん御指摘のとおり、仕事の関係で昼間は忙しく、市役所へ行く時間がない、そういった人たちのために休日に窓口を開きますことは、市民の目線に立った行政を進める上で非常に有効な手段であると考えております。県内他市におきましては、四国中央市、西条市、今治市が窓口業務の時間延長をしておりますし、また松山市ではデパートなど3カ所に市民サービスセンターを設けまして、平日の窓口時間延長と休日勤務の両方で住民の利便性向上を図っている実例がございします。当市といたしましても、行財政改革推進の観点から、独自の窓口スペースを新設することは困難であると考えておりますが、例えば人の多く集まります店舗内に窓口を置くスペースを借用させていただく、こういったことを前提とした場合には、市民課で行っております住民票の写し、あるいは各種証明書交付業務などをその店舗の開店時間帯に合わせまして実施することは可能ではないかと考えておりますし、またこうしたサービス窓口の

設置につきましては、合併メリットの一つとして、ぜひ前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

ただ、窓口を設置する場合には、人員の配置はもちろんのこと、設置スペースの賃借料、パソコンやプリンター等の導入経費など種々の経費を要することになりますので、費用対効果の面から一気にということではなく、第1段階といたしまして平日における市民課窓口の時間延長をまず行い、一定の期間その利用状況を見きわめながら対応を検討したいと考えております。

また、そうした中で市役所へは入りづらいとか、店舗内なら買い物ついでに利用できるのというような利用者の声が高まるのであれば、第2段階といたしまして、東大洲地区への窓口設置を検討するというふうに、段階を踏みながら検討していきたいと考えております。

したがって、御質問のもう一点の市民課の年中無休化につきましては、サービス窓口を設置しました上でさらに必要ということになれば、第3段階の検討事項として取り組んでまいりたいというふうに思っております。窓口時間の延長につきましては、関係規定の整備を行いまして、できるだけ早急に実現したいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、その他の住民サービスの向上対策についてお答えをいたします。

市民が暮らしやすく活力ある大洲市を築いていくためには、住民サービスの向上が必要であるということと言うまでもないことでございます。住民サービスの向上につきましては、サービスの提供がどれだけ多くの市民の利益になるのか、また市民生活にどの程度必要なのかという点が重要であると考えております。当市で行われておりますサービス向上の具体的事例を挙げてみますと、職員の家を市役所の窓口にすること、ワンストップサービスの実現、本庁以外

のサービス窓口の設置、土、日曜の開庁あるいは窓口時間の延長など、多岐にわたるものでございます。これらの施策の中で、例えば連絡所での住民票等の発行などは既に当市でも実施しているところでございます。新しいサービスを実現するためには、実施に伴って生じますコスト増と、住民の皆さんが受ける効果等を総合的に検討いたしまして、あわせて他市の状況等も参考にしながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

また、来庁される市民のみなさんに真心のこもった気持ちのいい窓口サービスを行うこともサービス向上の一つとしてとらえまして、さらなる職員の意識改革に努めてまいり所存でございますので、どうか御理解を賜りますようお願いを申し上げます、以上お答えといたします。

○小島健市企画財政部長 議長

○清水久二博議長 小島企画財政部長

〔小島健市企画財政部長 登壇〕

○小島健市企画財政部長 それでは、財政問題に関しまして、公債費いわゆる元利償還金の関係についてお答えをいたします。

平成16年度の元利償還金につきましては、上田議員さんが申されましたように53億3,104万円でございますけれども、そのうち利子分でございますが8億2,081万円となっております。参考までに、元金と利子の割合を申し上げますと、元金が84.6%、利子が15.4%でございます。

次に、借入先と借入残高、そして借入利率でございますが、一般会計の平成16年度末におけます借入残高は366億3,077万円となっております。このうち、財政融資資金などの政府資金、これが240億1,955万円で、65.6%を占めております。また、公営企業金融公庫の残高でございますが、36億7,148万円で10%を占めております。銀行などの縁故資金の残高については、72億6,212万円で19.8%となっております。そし

て、全国振興協会などの共済資金が14億8,638万円で4.1%というような状況になってございます。

次に、借入利率につきましては、年度によって変動がありまして、また償還条件により違いがあるわけですが、政府資金である財政融資資金の利率としては最高利率7.5%から、一番低い利率としては0.4%での借り入れを行っている状況にございます。また、銀行等の縁故債の利率につきましては、高金利分として6.99%のものがありますけれども、来年の5月あと1回の償還でこれは完済となりますので、その後からは4.95%から0.74%となるものでございます。

次に、金利引き下げの交渉はしたのかということでございます。借入時の契約内容といたしましては、借入額、起債の方法、償還の方法、これとあわせて固定金利による契約となっております。将来金利は上がる場合も下がる場合もあるわけですが、そういったすべてを含んで両者において契約行為を行っているところでございます。このように、両者合意による契約で定められましたものを変更するということはできないというふうに考えております。したがって、金利の引き下げ交渉をしたことはこれまでございませんので、その点御理解をいただきたいと存じます。

また、金利の安い金融機関からの借りかえは検討したのかということでございますが、固定金利で貸し借りをする場合には、将来の金利水準の変動に対しまして一定のリスクを負うことになるわけですが、政府資金である財政融資資金の貸しつけにつきましては、民間金融機関とは異なりまして、利ざやをとらずに長期、かつ固定金利での融資が行われ、独立採算で運営をされております。したがって、金利の低下を理由とした借りかえや繰上償還によって生じます損失については、そのまま受け入れられないことから、任意の繰上償還はこれま

で認められておりませんでした。しかしながら、財政投融资制度の改正によりまして、平成13年4月1日以降の新規貸しつけに係るものから、補償金を支払う場合に限りまして任意の繰上償還ができるというふうになっております。

一方、縁故債につきましては、繰上償還について定めました条項がありませんので、両者の協議となるわけですが、金融機関にとりましては高金利の償還を引き取ることは営業上不利ということになりますので、すんなりと運ばないのが現状でございます。このような状況でございますが、旧大洲市におきましては、平成9年度から平成11年度におきまして交渉を重ねました結果、利率でございます6.573%から6.950%のものの繰上償還を行ってきたところでございます。今後ともお互いの信頼関係につきましては維持しながら、繰上償還について努力をしてまいりたいと考えております。また、縁故債の借入につきましては、従来はそれぞれ旧市町村における指定金融機関からの借り入れが主でございましたが、旧大洲市におきましては平成12年度からは縁故債許可額の3割程度について、市内金融機関の見積もりによる入札を行いまして、その利子の軽減に努めているところでございます。今後におきましても、見積もり、入札の拡大などの検討を進めまして、今年度策定いたしました公債費負担適正化計画に基づき、適正に公債費を管理しながら中・長期的に安定しました柔軟性のある健全な財政構造を築いていきたいというふうに考えておりますので、何とぞ御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。

~~~~~

○清水久二博議長　しばらく休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

午前11時56分　休　憩

~~~~~

午後1時01分　再　開

○清水久二博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○山田一昭市民福祉部副部長 議長

○清水久二博議長 山田市民福祉部副部長

〔山田一昭市民福祉部副部長 登壇〕

○山田一昭市民福祉部副部長 上田議員さんの御質問のうち、私の方からは環境センターの年始以外の無休化についてお答えを申し上げます。

環境センターは、平成3年4月から稼働している施設でございまして、今年で15年目となる施設でございます。午前中の福積議員さんの御質問にも答弁いたしましたように、現在のスタッフでは年始以外の無休化は体制から考えて極めて厳しいのが現状でございます。しかしながら、合理的な職員のローテーションを工夫いたしまして、来年度からは月に1度土曜日の午前中、受け入れる方向で検討したいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、お答えいたします。

○松岡良明建設農林部副部長 議長

○清水久二博議長 松岡建設農林部副部長

〔松岡良明建設農林部副部長 登壇〕

○松岡良明建設農林部副部長 それでは、私の方から、上田議員御質問中農業問題の国営パイロット事業で整備した農地の耕作放棄状況につきましてお答えいたします。

国営パイロット農地開発事業につきましては、中山間地域において近代的な農業経営を実現するための農業基盤を確立することを目的に、広域的に実施した事業でございます。事業完了後は葉たばこ、桑園、飼料、野菜等土地利用型農作物の集団化を図り、担い手農家への農業経営の高度化を図るため、関係機関が一体となりまして各種支援措置を講じてきたところでございます。当該用地の現状といたしましては、このたびの市町村合併によりまして、大

洲・河辺地区において279ヘクタールの農地面積となっておりますが、議員御指摘のとおり、約74ヘクタールが管理不良地となっている状況でございます。これらの農地は、養蚕業の衰退に伴う桑園の遊休化、葉たばこの廃園奨励措置、担い手の高齢化等により、管理不良地が増大したものでございます。これらの状況を踏まえ、認定農業者への農地集積を図るため、農地流動化奨励金交付事業を実施したことで、現在までに約7ヘクタールの耕作放棄地解消に努めてきたところでございます。

また、今年度から愛媛たいき農協では、柚に似ている果樹でございますが、ジャバラという果樹を新規作物として実証栽培実験を行い、農家へ普及させる計画をするなど、土地利用型作物の作付の拡大、普及、さらには環境創造型とも言える無農薬、有機栽培による農作物の生産推進を図っているところでございます。なお、退職者等による新規就農を希望される方がございましたら、県普及センター、JAたいきにおきまして営農指導を実施してまいりたいと考えております。今後も担い手に対しまして、さらなる農地の利用集積を行うとともに、関係機関、団体等とも連携を取り、遊休農地の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○尾崎公男教育部長 議長

○清水久二博議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、私の方からは教育環境関係についてお答えを申し上げます。

まず、通学路の点検につきましては、教職員が子供と一緒に歩いてみたり、保護者と教職員で定期的に見回ったりすることによりまして、安全確保に努めているところでございます。そうした活動や地域の方々の情報提供などによりまして、好ましくない状況が見つかった場合は、関係機関とも連携を取りながら早急の改善

に努めているところでございます。また、子供たちは年度当初に自分の通学路を決めておりますが、それにあわせまして安全マップを作成している学校がふえております。それには、交通事故が起きやすい地点や交番、まもる君の家の位置などを明示しているところでございます。また、未作成のところも子供と相談をしながら早急に作成をしていくように指導をしているところでございます。

なお、通学路への防犯灯などの設置につきましては、それぞれの関係者と十分協議をしましてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、議員お尋ねの国道197号通称遊覧道路の照明灯につきましては、昭和40年代に観光振興等を目的として市が設置したものでございますが、設置後多年を経過しており、老朽化が著しく、順次取りかえを行っておりまして、今年度は2基の取りかえ工事を実施したところでございます。残りの照明灯につきましても、現地の状況を見ながら適切な維持管理に努めてまいりたいというように考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

○清水久二博議長 次に、宮本増憲議員の発言を許します。

○15番宮本増憲議員 議長

○清水久二博議長 宮本増憲議員

〔15番 宮本増憲議員 登壇〕

○15番宮本増憲議員 それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告しておりました3点について質問をいたします。

まず最初に、平成18年度予算の取り組みについてお伺いをいたします。

国と地方の三位一体の改革が政府与党合意で一応の決着を見たことを受け、早くも07年度以降の第2期改革に向け、新たな協議機関を設置する構想が浮かび上がっております。このような厳しい状況の中ではありますが、平成18年度の

予算の取り組みについてお伺いをいたします。

市長も述べておられますとおり、財政改革は大洲市にとっても最重要課題であると思います。こうした厳しい状況の中で、平成18年度の当初予算の総額はどのくらいになるのかお伺いをいたします。当然、予算減は避けられないというふうに思います。これを踏まえて、市長は何に重点を置いて予算を編成されようとしてしているか、そのお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

この際、市民が安心、安全に暮らせるために必要とされるものについては減額はされないことを望みたいというふうに思います。

これとは別になりますけれども、懸案となっております旧長浜町の小学校給食の実施についてお伺いをいたしたいというふうに思います。給食の必要性は既に御理解をいただいているということだと思います。その中で、平成18年度予算の中に給食関連の予算を組み込むお考えはないかお伺いをいたしたいというふうに思います。できるだけ早急な対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、新型インフルエンザ対策及び対応についてお伺いをいたします。

最近鳥インフルエンザの人への感染が懸念されております。一たび流行すれば3,200万人の人が感染し、17万人から64万人が死亡するというふうに報道もされておりますし、言われております。この新型インフルエンザが大洲市で発生した場合、どのような対策をとられるのかお聞かせ願いたいというふうに思います。一説には、患者を隔離することがあるというふうにも聞いておりますけれども、大洲市民病院もこの中に含まれるのかどうかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

次に、治療薬タミフルについてお伺いをいたします。

タミフルは、この新型インフルエンザの特効薬として知られています。現在市民病院におけ

るタミフルの在庫状況についてお伺いをしたいというふうに思います。

タミフルは、従来のインフルエンザにも有効なため、入荷が困難であるというふうに聞いておりますが、なるべく不足を来さないよう準備をしていただきたいというふうに思います。

最後に、児童・幼児安全対策について。広島や栃木で相次いで起きた誘拐殺人事件、群馬の男子児童行方不明事件、あるいはまた先日起りました小学校6年生だったと思いますが、塾で刺し殺されるというような幼い子供たちが犠牲になる事件が多発しております。これについて、全国各地でいろいろな取り組みがなされております。大洲市においては、長浜におけるまもる君の家や市の広報車のステッカー、駆け込み110番等のポスターを見ることがあり、このように子供たちを守る取り組みがなされているとは思いますが、登下校時に子供を一人にしないための一歩踏み込んだ対策、スクールバスでの送迎あるいは集団下校のための下校時間を合わせるなど、対策はとれないものでしょうか。お伺いをいたしたいというふうに思います。

また、不審者情報等があれば速やかに地域に公開するなどの対策をとる必要があると思います。安全対策にはとり得る限りの方策を講じていただきたいというふうに思います。

以上、私の質問を終わりますけれども、前に述べられました議員さんと答弁が一致する場合においては、その部分は省いていただいても結構です。

以上、私の質問を終わります。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、宮本議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

まず、平成18年度の予算編成についてでございますが、その重点目標、予算総額についてお尋ねがあったわけでございます。政府与党は、

11月30日総額4兆円の国庫補助負担金の3兆円規模の税源移譲等を、平成18年度までに実行する三位一体改革の内容について、正式に合意をいたしました。国庫補助負担金の削減につきましては、地方側が反対した生活保護費の国庫負担引き下げを見送るかわりに、児童手当等の負担率の引き下げなどにより確保され、国庫補助負担金の削減と税源移譲については、一応の目標額に達し決着をされました。地方交付税の見直しにつきましては、政府与党合意の中で、今後の予算編成を通じて具体的な調整を行うとされておりまして、新聞報道等では財務省は地方交付税について地方財政計画の縮減、透明化を図っていく必要があると強調され、予算編成の課題として、地方公務員給与や単独事業の実態と計上額の5兆円もの返り額をどう是正していくかと述べられております。地方側に徹底した歳出見直しを求める考えを示されておるわけでございます。地方交付税が最大の財源であります大洲市のような小規模脆弱な財政での自治体にとりましては、地方交付税の動向はまさに死活問題でありまして、地方交付税の見直しがどのように決着するのか、注視をしているところでございます。

こういう状況の中で、大洲市の平成18年度予算編成作業は、現在各課からの予算要望を取りまとめている段階でございますが、今後地方交付税など歳入の動向を見ながら、具体的な予算規模や施策をまとめていく必要があるというふうに考えておる段階でございます。重点目標につきましても、この予算編成の中で新市建設計画にうたっております「きらめき創造大洲市ーみとめあい ささえあう 肱川流域都市ー」を目指した施策を具体化してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

一方、各課に通知いたしました予算編成方針においては、経費全般について徹底した節減合理化を図ることとし、漫然として事業を継続することなく、事業の厳選と財源の重点配分を行



い、財政の健全化を最優先とするということにしておきまして、財政健全化の取り組みは必要不可欠であります。また、最大の今置かれておる行政課題という認識をしておる次第でございます。

それから、2番目の予算総額にしたら幾らぐらいになるかということでございますが、現在予算編成作業へ向けて緒についたところでございまして、先ほども申し上げましたように地方交付税の見直しなど、歳入の動向がまだまだ不透明でございますので、具体的な予算額につきましてははっきりと申し上げられる数字をまだ持ち合わせておらないのが現状でございます。

しかし、近年の厳しい財政環境を考えますとき、財政の健全化を優先した大変厳しい平成18年度予算ということにならざるを得ないのではないかというふうに考えております。厳しい財政環境のもと、すべての要望や施策を実行することはできないと考えておりますが、これまで以上に事務事業の必要性、緊急度合いやその効果などを十分精査して計画を立ててまいりたいと考えております。今後財政健全化への取り組みと行政水準の維持とのバランスを図っていくことを基本にいたしまして、それに向かった市政運営を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたしますと、このように思う次第でございます。

以下の問題につきましては、教育長以下御答弁申し上げますので、よろしく願いを申し上げます。

○上村孝廣市民福祉部長 議長

○清水久二博議長 上村市民福祉部長

〔上村孝廣市民福祉部長 登壇〕

○上村孝廣市民福祉部長 私の方からは新型インフルエンザへの対応につきましてお答えをいたします。

鳥インフルエンザウイルスにつきましては、通常人には感染しませんが、平成15年12月以降、タイ、ベトナムなどの東南アジアでは重い

症状を引き起こす高病原性鳥インフルエンザが人に感染し、多くの死亡例が報告されております。この鳥インフルエンザウイルスが人から人に感染いたします人型のウイルスに変異することによりまして起きるインフルエンザが新型インフルエンザと言われております。新型インフルエンザ対策につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づきまして、国・県レベルで対策行動計画が立てられることになってございます。

厚生労働省におきましては、既に11月14日に行動計画が立てられ、現在県において作業が進められております。このことにつきましては、11月22日の新聞報道で発生前から流行周期の6段階に分けた県の対応を想定していると報じられておりまして、12月中には策定をされると伺っております。市といたしましては、インフルエンザ予防の基本でございますうがいと手洗いの慣行の啓発に努めますとともに、県から新型インフルエンザ対策行動計画に基づく要請がありました時点で対応してまいりたいと考えております。

現在の時点におきましては、情報収集を行っている状況でございますので、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、タミフルの備蓄等についてでございますが、市立大洲病院におきますタミフルの在庫量は、本日現在で2,379カプセルでございます。患者さんには1日2カプセル、5日分計10カプセルを処方しておりますので、237人分でございます。このタミフルの入手の件につきましては、買い占めを防止するため、現在製薬会社が出荷を停止しておりまして、実際にインフルエンザが流行している地域へ出荷する方針と聞いておりますので、当地域で流行すれば処方した量だけ納入していただくことを納入業者と確約できている状況でございます。

なお、市立大洲病院におきましては、結核病棟が26棟ございますので、県からの要請がござ

いましたら対応をしてまいりたいと考えております。御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○叶本正教育長 議長

○清水久二博議長 叶本教育長

〔叶本正教育長 登壇〕

○叶本正教育長 それでは、私の方から旧長浜町の小学校の給食の実施についてと、児童、幼児の安全対策についてお答えをいたします。

旧長浜町の小学校に対する給食の実施についてでございますが、平成18年度予算に組み込まれるかという御質問であります。結論から申し上げますと、平成18年度当初予算への計上は予定をいたしておりません。長浜地区の小学校への給食が必要なことは私も十分承知をいたしておりますが、新たに長浜地区小学校8校の給食実施ということになりますと、現在の大洲学校給食センターは、建築後33年が経過して古く狭隘で、施設設備も不十分であります。現状での実施は難しいのが実情であります。今後新たな給食センター整備計画の中で小学校全体の給食の実施を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、児童、幼児の安全対策についてでございますが、宮本議員さんからもありましたように、11月22日に広島県広島市で発生した小学1年生女子児童殺害事件に引き続き、12月1日に栃木県今市市においても小学1年生女子児童が同様に下校中に殺害されるという痛ましい事件が連続して発生しました。いずれの事件も小学1年生の女子児童という非常に弱い立場にある者をねらった卑劣な犯罪であり、学校関係者を初め社会に与えた衝撃は極めて大きく、幼児、児童・生徒の身の安全を守ることがいかに難しいか改めて痛感させられたところであります。このような犯罪から幼児、児童・生徒を守り、安心かつ安全に学校に通える環境をつくるために、先日県において臨時教育長、それから県立

学校長、教育事務所長会議の開催がありまして、協議を行い申し合わせをしたところでございます。帰りましてその日に臨時校長会を開き、通学路の安全を確保し、子供を被害からどう守るか、今まで以上に一歩も二歩も踏み込んだ協議をし、指導したところであります。

それで、御質問であります保育所の安全対策について。保育所での安全対策につきましては、保育所は原則的に登所時には必ず園内において保護者から保育士へ子供一人一人を直接預け、また降所時においても保護者の確認をし、同様に行っておりますので、児童が園外で1人になることはございません。現在市内の公立保育所では、平成16年度から警察署へダイレクトで通じる非常通報装置の設置を順次進めておりまして、今年度で6カ所へ設置することにしております。

また、子供や保護者に対して不審者や危険箇所などの情報提供を行っております。さらに、警察署からは保育所へさすまたの提供を受けまして、警察などと連携し子供への心理的な影響を考慮しながら防犯訓練を実施し、保育士や子供たちがとっさの際に避難や抵抗ができるよう、安全対策に努めております。

また、幼稚園、小学校、中学校での安全対策についてでございますが、幼稚園につきましては保護者同伴による送迎、あるいは途中まで職員が同伴し、保護者に引き渡すこととなっております。

また、小学校では、集団登下校の実施を、中学校では複数での登下校をほとんどの学校で実施し、教職員による下校指導も行っております。

また、学校では、1人で登下校する子供の把握を行い、下校時刻等を保護者に連絡するなど、可能な限り子供を1人にしないような対策に努めております。

また、防犯ブザーの携帯、特に小学生や中学生女子を奨励し、防犯ブザーの使用の仕方や、

不審者に遭遇したときの対応につきましても、子供の発達段階に応じた対応の仕方を体験を交えながら指導しております。

次に、不審者、不審電話の情報につきましては、今年度不審者が7件、不審電話が10件程度入っております。不審者、不審電話の情報につきましては、各学校から教育委員会に連絡が入りますので、迅速に市内のすべての学校へ情報を流しております。各学校では、情報をもとに子供たちに適切な指導を行い、必要に応じて家庭への連絡を行っていただいております。

また、警察にも情報を入れ、対応をいただいております。不審者に対する情報の共有や地域や警察など、関係機関との連携は今後ますます重要であると思われるので、議員の皆様におかれましても御協力をいただきますようお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○清水久二博議長 次に、中野茂明議員の発言を許します。

○27番中野茂明議員 議長

○清水久二博議長 中野茂明議員

〔27番 中野茂明議員 登壇〕

○27番中野茂明議員 超党派の中野でございます。よろしくお願いします。

通告しておりました肱川水系河川整備計画についてお尋ねをいたしますので、理事者の誠意ある御答弁を期待をいたします。

先ほどから私の前に質問が2つほど、同様の質問が出とったかと思えます。どうもその答弁を聞いておりますと、もう一つだなというふうな気をいたしております。

まず、肱川河道維持管理についてであります。市長もよく御存じでありましょうが、平成7年7月の梅雨前線集中豪雨での洪水と、平成16年の16号台風の豪雨との洪水の比較をしてみますと、肱川橋観測点で水位が平成7年のときは5メートル84センチであって、流量は3,100トンということになっております。16年

の台風のときには、16号台風のときには水位が6メートル85センチであって、流量は3,200トンということであります。水位の差1メートル1センチ、流量は100トンの増加となっております。この事実の矛盾はどこにあるんでしょうか。従来国土交通省は、本県の計画説明の中で山鳥坂ダムをつくり、鹿野川ダムを改造して洪水調節容量をふやして、これら全部で大洲の観測点で70センチ下げると。また、流量においても、900トン下げるというふうなことであります。このことはどういうことでしょうか。

また、先月17日、21日には、さきの洪水の被害に遭われた方々を中心に、住民の方と国土交通省の、あるいは県の方と河口から上流の鳥首まで現地調査をされましたが、住民の方は河道は荒れ放題である。洪水が荒れるのも当然であろうというふうなことでありましたが、国土交通省のホームページによると、河道は正常である、手を加える必要はない、こういうふうなことでなっております。この矛盾だらけのことを市長は肱川水系河川整備計画は重要であることは今さら言うこともないと思いますが、今後どのような方策をとられるのか、お尋ねをいたします。そして、この矛盾を説明をしていただきたい、このように思います。

次に、肱川の安全、安心の確保について、清流を復活すると盛り込んでいますが、肱川水系河川整備計画では、ダムをつくり昭和30年代の清流に戻すということでもあります。昔から水はたまれば腐る、流れる水はきれいだと言われております。鹿野川ダムは、治水面では限られた容量であるために、まとまった雨が降れば直ちにただし書き操作に移り、流入量より多く流すこともあります。それがために下流には多大な被害を与えているのが現状であります。環境面では、大変に厄介者でございまして、発電所がピーク立て発電をするため、下流では1日の水量が人為的に大幅に変動をするなど、動植物の生態あるいは成育に河川景観に大変な悪影響を

与えている。さらに、野村、鹿野川両ダム湖では、夏になると大量のアオコを発生させている。先日の日本経済新聞に記載されていましたが、このアオコの恐ろしさは、肝臓がんの原因となる毒素、ミクロキスチンを持つことだということです。毒素は、青酸カリの数十倍とされており。これがまぎった水を飲むと、人や動物は深刻な健康被害を引き起こすことは間違いないのであります。

また、国立環境研究所の渡辺信氏は、このアオコが増殖するとき、その過程において突然変異が起き、毒素がさらに強くなる可能性もある。なお、今鳥インフルエンザの原因になるウイルスの突然変異によって人間の間にも簡単に感染するような新型ウイルスの発生が懸念されていると。これらと同様に、アオコにもその可能性があるという警鐘を鳴らしております。

さて、国土交通省の肱川水系河川整備計画では、15年かけてダムをつくり、アオコをつくり足して垂れ流し、30年かけて堤防を整備し、清流に戻すなどと言っていますが、そんなことではいけないのではないですか。市長さん、安心、安全を優先し、市民を守る上においてこの事実を真摯に受けとめて、ダムのアオコの調査と肱川水系河川整備計画の見直しを国交省に働きかけることはならないのか、お尋ねをいたします。

次に、山鳥坂ダム事業環境影響評価方法書についてであります。本案は山鳥坂ダム環境検討委員会、山鳥坂ダム工事事務所の手によって注目種のクマタカを除外した案であって、環境検討委員会は先年の流域委員会に見られたように、工事事務所の意を酌んだ委員さんたちによっての意見ででき上がった方法書であります。まことに遺憾のきわみであります。その方法書が8月23日より1カ月間各所で縦覧され、10月6日までに住民より意見書を募られ、概要をまとめた上で10月18日大洲、西予市両市長と知事とに送付されたことは御承知と思います

が、公表された意見書には方法書全般あるいは地形、地質、動物、生態系、4項目に分類されていますが、クマタカを外してダムありきの姿勢が感じられます。批判的な声が多く寄せられています。

なお、ダムより下流にある河口あるいは海面までに影響が及ぶものと、このように思いますが、この方法書には加えるべきではないかと不信を感じるわけでございます。

先日県議会の本会議で、本件に関する一般質問で知事部局の答弁の中で、県の環境影響審査委員会は3人の専門員を追加委託し、審査体制を強化し住民や関係市町の意見を十分に踏まえた上で環境影響が極力回避、軽減される、あるいは環境の万全を期するよう厳正に審査をいただき、結果を踏まえて環境保全の見地から意見を述べたいと答弁があったが、係るに肱川流域都市のこの大洲市長の意見は大変重要であり、責任のあることは確かなものと考え、市長はこの肱川流域治水対策特別委員会及び外部の関係者の意見を聞くお考えはないか、お尋ねをいたします。

以上です。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 中野茂明議員さんのただいまの御質問にお答えをいたします。

3番目の環境アセスの御質問からお答えをしたいと思います。山鳥坂ダム建設事業の環境影響評価における項目の選定、調査と予測の方法、評価の手法については、環境影響評価法の規定に基づき定められた主務省令に適合しており、基本的には問題ないものと考えております。

方法書に対する意見の中で、専門的な内容については県の環境影響評価審査会、国の環境検討委員会にゆだねるものとしたしまして、現在までに提出された意見の内容を勘案し、事業の

実施による環境影響を極力回避、低減するために万全が期されるよう環境保全の見地からの意見を提出したいと考えておる次第でございます。

なお、水質については、小田川が肱川の約3分の1の流域面積を持ち、流量的にも非常に大きく、河辺川の影響は小田川合流点までと考えられますために、水環境の調査範囲は小田川合流点までとなっていると伺っておる次第でございます。

それから、最後にお尋ねがありました特別委員会や外部の意見はどう考えておるのかということでございますが、意見の提出期間については十分まだあろうかと思っておりますので、外部からの意見はまた網羅されていくものというふうに考えております。

また、今回の意見は環境の見地からでありまして、ダム建設の是非を問うものではないと考えておる次第でございます。環境の専門分野につきましては、答弁しましたとおり、国・県にそれぞれの機関に付することとなっておりますので、そこで検討されるものと考えております。

なお、今回の意見の反映、四国地方整備局の見解は、次の段階に出てまいります準備書に記載されると現在伺っておるところでございます。

議員さんお尋ねのこの整備計画30年というスパンで去年の5月に発表をされたところでございまして、私どもは一つ言えることは、これを推進をしていくという立場のものでございます、私は。そのことを皆さんに問いまして、その結果選ばれたというふうに認識をしております。ですから、私はこの整備計画をその趣旨にのっとり3点セットの河辺川ダム本体、それから鹿野川ダムの大型改造、それから築堤、長浜河口までの堤防整備、それからそれにかかわりますちょうど久米川今やっておりますし、平成19年度中にはやり上げにゃいけんわけですが、災害復旧の築堤の、久米川の堤防の改修、

そんなことをトータル的にやってまいりまして、30年というのはいかにも長過ぎますので、そしたら本体と鹿野川ダムは15年と言われております。これも長過ぎると思っておりますので、一日も早くその実現に向かってやっていきたいということで取り組んでおります。おりますが、まだ再三申しますように、2月からの就任でございまして、まだ一通り、一サイクル回っておらないところでございますので、その間にはいろんなことがございました。選挙等もございましたし、市のみならず国の選挙まであったわけですから、いろんなことがございまして、水害もございました。そのことをなかなかまだ目に見えて進んでおらないわけでございますが、しかしこの約10カ月余り東京、高松、松山、いろんなところへ各関係機関陳情をさせていただきました。そして、いろんな役人の方々とは話す中で、私の意気込みというものはもう伝わっておるのではないかと。そのことの成果が久米川の改修になり、それから肱川本体の本流のバラスをのけるという、河床を掘削をされるという話が再三御質問ございますが、これあたりもわずかずつではありますが、早い機会に手を打ってもらったと思っております。

それから、護岸の、これは阿蔵地区でございまして、あの辺の護岸についてもわずかのことで越流いたしました。これも実際に災害見舞いをしたんですが、大変怒られました。このぐらいいのことは世話ないはずやがやれんのかということで怒られました。これも早速陳情申し上げましたら、6,000万円で、わずかではございますが緒についたというふうに思っております。引き続き下流へ向けてやっていただくんではなかろうかと期待をしとるんですが、そういうことでございますので、やっぱり一生懸命やりよりますと誠意というものは伝わっていくんではないかと思っております。その程度の目に見えたまだ御答弁、明確な御答弁ができないわけですが、私も環境アセスの問題提議の書類

は読ませていただきましたが、非常にボリュームがございまして、クマタカの問題も何遍でも出てきます。それから、チョウチョウの話も出てまいります。いろんなことが出ておりましたが、読めば読むほどなかなか難しい問題だなというふうに正直思っております。ですが、このことによって基本的にとまるということは私はしてはいけなと、整備計画については肅々と進めさせてもらうというスタンスで今後も行きたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと、このように思う次第でございます。

後の専門的な問題につきましては、担当の方から答弁させますので、お聞き取りをいただきたいと、このように思います。

○三保禮三建設農林部長 議長

○清水久二博議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 それでは、私の方からは肱川河川整備についての1番目、2番目についてお答えをしたいと存じます。

まず、1番目の河川の河道維持管理についてでございますが、どうも御質問の内容を聞いておりますと、気に入らんというお話でございました。堤防整備及び河床掘削につきましては、午前中にもお答えしたと思いますけども、上下流の治水バランスをとりながらやっていくということが非常に重要であることはわかっていただいているかと思います。特に河床掘削につきましては、午前中に上田議員さんの御質問に対し市長さんから答弁していただいたとおりなんですけど、下流部の洪水はんらんを増大してしまうという問題がございますのと、そういうことを考えますと下流部の築堤をまず先行していただかなくはないといけないという必要があるということがまず1点。

それから、その河川内に生息をしております動植物が河川環境に影響を与えておりますので、河川環境の保全施策というものを十分に検

討をして、将来にわたって実施をしていくべきものだ、このように伺っているところでございます。

そこで、午前中にもお答えをいたしましたけど、今後の河床掘削とか河床整正についてでございますけど、先ほど言いましたように河川利用上の観点も考慮に入れながら、土砂の堆積とかいろんな状況を的確につかみまして、適正な河道内の土砂や樹木の維持管理を行っていくというふうに言っておられますので、これからそういうお話がありましたら、すぐに国・県の方をお願いをいたしまして調査をしていただきまして、必要な箇所についてはそういう河床の整正、掘削などに入っていただくように考えていきたいと考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたい、このように願うものであります。

それから、肱川の安全、安心の確保と清流復活についての御質問がございました。この河川整備計画というものにつきましては、肱川流域の全体で評価をいたしました再構築の計画案に基づいて策定をされたものであります。したがって、大洲市にもこの再構築計画案を了承してやるということをまず前提に考えていただきたい、このように思うわけであります。この計画に位置づけをされております清流の復活につきましては、議員さん御指摘のように、これからつくらせていただく山鳥坂ダムと鹿野川ダムに、河川のための環境容量を設けまして、正常流量を確保するとともに、議員さんが御指摘になりました鹿野川ダムのピーク立ての発電を廃止していただいて、3つのダムの貯流制限を実施することによりまして、何とか目標としては昭和30年代の豊かな水量を確保したいという目的が入るとるわけでございます。

それから、整備区間につきましても、河川整備基本方針から事業の進捗を上げるという目的のために、治水安全度をまずは約40分の1にした整備計画になっておりますので、進捗を早め

るという意味ではよろしいのではないか、このように思うわけであります。

それから、議員御提案の大洲市によります水質調査というお話がございました。今肱川の本流、支流、それから生活排水流入地点の40カ所で、大腸菌やBODなどの生活環境項目に限定はしておりますけども、定期的に水質検査を実施しております。そして、河川の水質状況の把握と、河川環境の監視を続けているところでございます。

次に、ダム湖におけるアオコのお話がございました。このアオコの問題につきましては、今現在はそれぞれのダム管理者が調査と対策を実施されておりますので、この調査内容につきましては専門的分野が多々ございますもんですから、今後も国・県の方に対応をゆだねていきたい、このように考えるわけでございます。

十分なお答えにならんかったかもしれませんが、どうぞよろしく御理解を賜りますよう、お願いを申し上げまして御答弁とさせていただきます。

○27番中野茂明議員 議長

○清水久二博議長 中野茂明議員

〔27番 中野茂明議員 登壇〕

○27番中野茂明議員 再質問をいたします。

先ほど私が言ったのどうもおわかりじゃないような気がいたします。

私が言った平成7年7月の豪雨と、そのときには5メートル84センチ、16号の台風のときには6メートル85センチ、約1メートル1センチの差があるわけです。それで、水が100トン流量が多いだけ。この矛盾を答えてくださいやということを言ったんで、これは後から言いましたダムをこしらえて、あるいは改良をして900トン流量を下げると言いなはったらなんでしょう、6メートル80どころじゃない、100トンやったら900トン川に水が流れん状態になる、この理屈でいくと。そやけんその矛盾を説明してくださいやと私は言う。これはどこにあ

るのかと、この矛盾は。

もう一つ、このアオコの問題です。各管理しとる、ダムを管理しとる所にやっていただいとるというふうなことですが、そういうことでは先ほども言った、肝臓がんの原因になるような毒が流れるかもしれん。流れたときには間に合わんのです、これ。あそこへ行ってもここへ来てという言いよったら、とてもじゃないがそれをまぜて飲みよる大洲市民はどうなるんですか。それではいけません。ほやから先もって実施せられたらどうですかと、このように私は言っとるんです。そういうへぬるいことではちょっとこのことは事が済まんのじゃないですか。よろしくお願いします。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 中野議員さんの再質問にお答えをしたらと思います。

2つ御指摘があったわけでございますが、私も生まれて以来57年間、水のことは、大洲の水害についてはいささか詳しいつもりでございす。平成7年と昨年の1メートル1センチでなるのはどうしてぞという話でございすが、平成7年の水は、私の記憶では間違いがなかったら矢落川上流、柳沢、このあたりの水が非常に大量に降ったわけでございす。大洲の観測地点より下でございす。五郎の都谷川の下ですから、ここで合流をして長浜の瀬戸内海の満水状態と重なってなかなか下へ流れなかった。それで、あの都谷川の樋門を越えて、水門を越えて水が下から上へ流れたんです。そのことによって大水害が起きた、これが平成7年の水、これ間違いないと思います、私は地元ですから。

平成16年、昨年の水につきましては、今言われたとおり上流で降ったわけですから、その水位が上がるのは当然でございす。言われておりますように、この肱川は延長は短いわけですが、その割には全国で5番目の支流が多い、

タコの足のように支流が非常に沢が多くあるということによって雨がどこで降るか、どこの水系で降るかということによって分水嶺下の水は流れてまいりますんで、下へ。そのことによっていろんなケースが実態として起こります。いずれにしても大洲盆地に水はたまる、常に水害が起きておるとというのが私は実態だと。これは東京へ行っても高松行ってもその話は力説をするんですが、そのようなことでございますんで、平成7年、16年のこの水位のあやについては、そういうことが実態であるという認識をしております。

それから、アオコでございますが、これはまさに私市長に就任してからこの大洲だけではいけないと、この水系全体が取り組もうじゃないかということで、西予市の三好市長にもお話をしました。河内内子町長にもお話をしました。そしたら、この水系全体でやろうということで、加戸知事にも特別に時間をとっていただきまして、このことが流域全体の問題として今とらえてもらっていただくわけでございます。というのは、野村ダム、鹿野川ダム、山鳥坂ダム、いずれは国が直轄でこのコントロール配水をする。それから、今言われましたように流入、それから放流、この問題のバランスが崩れてる、こりゃもう言われるとおりだと思います。長い間大洲には歴史がございます、この問題の。そして、水位を下げたりいろいろやってきましたが、しかし発電というものがネックになっておりました。そのことによって80メートル以下下げることが穴がないということで、今回バイパスをつくって76メートル、4メートル下がることによってこの鹿野川ダムのポケットができて調整ができると、そういうことで一元管理が行く行くはできて、まあまあしかし今までよりはよくなるんじゃないかと。

アオコの問題につきましては、もう言われるとおりでございます、これは西予市、野村町、ここあたりも今一生懸命この財政の厳しい

中、公共下水に取り組んでおられます。それから、八多喜で大洲もやっておりますが、農業集落排水、こういうものを鋭意駆使してアオコが発生しないように生活排水、家畜のそういう排水を入れんようにということで努力をされております。地域挙げて、流域挙げてこれは取り組まなかったらいけないということは私も十分認識しとるつもりでございますんで、以上この2点お答えを申し上げまして、私の今置かれとる段階での認識でございます。どうぞよろしくお願いをしたと思います。

○清水久二博議長 次に、二宮淳議員の発言を許します。

○9番二宮淳議員 議長

○清水久二博議長 二宮淳議員

〔9番 二宮淳議員 登壇〕

○9番二宮淳議員 超党派の二宮でございます。この30人のすっきりした初めての定例会、そして2005年12月最後を締めくくる意義ある定例会で一般質問の場を与えていただきまして大変感謝しておりますとともに、光栄に存じます。

時のたつのは早いもので、間もなく合併してから1年になろうとしております。新市長として行財政改革というあらしの真ただ中に船出をされたわけでございます。まず隼より始めよの言葉どおり、みずからの給与削減等を実施され、大変苦勞をされておられ、改革に対する取り組み方は想像するに余りあるものと存じます。ただし、同情ばかりしているわけにはまいりません。

さて、公約でうたわれていた改革は順調に進んでいるのでしょうか。例えば、議員報酬の問題にしても、上げたり下げたり一貫性が見られず、一抹の不安を感じます。そこで、改革のいろはである二、三の問題についてお伺いいたします。

いわゆる黒塗り公用車でございますけれども、それを初めとする公用車はいろいろありま



すが、これは一体何台あり、効率的に利用されているのでしょうか、お伺いいたします。

次は、本市の職員定数管理の適正化についてでございますが、合併によりその数がふえておりますが、適正配置をされているのか、いま一つ洗い直した方がいいのではないのでしょうか。国の指針において年次別の公務員の退職者数と採用者数の見込みと、平成22年4月1日における定員目標を明示するように求められていますが、本市の退職者数及び採用者数の年次別人員及び平成22年4月1日の定数目標はどうなっているのか、お伺いいたします。

それと、特殊勤務手当等諸手当への支出、また互助会への補助金支出など、むだがないか、いま一度総合点検をお願いしたいと思っております。

それと、あと一つ申し上げたいのですが、行財政改革のためにすべての予算を減らしていただきたいというふうに言ってるわけではないのです。冗費は減らし必要なところはふやすという、いわゆるメリ張りのついた予算編成を願いたいと思います。特に合併になりサービスは高い方に、税金は低い方にとというのが合い言葉だったのですが、実行していると胸を張ってお答えできるでしょうか。敬老会への補助金カットなど、弱者を切り捨てるようなことはいただけません。

また、合併時の条件、長浜地区においては、例えば小学校の給食等もろもろありますが、次年度への予算編成に十分配慮されるように切望いたします。

続きまして、肱川の治水についてでございますけれども、これに関しましては先ほど来いろいろな方からの質問、また答弁ございます。それだけ市民の関心が高いということで、市長にも真摯に考えていただき、早急に対応していただきたい問題だと思っておりますので、あえて質問いたします。

ことし9月の台風14号では、西大洲、阿蔵、

菅田、また長浜白滝地区においても水害を受けました。昨年の台風16号に続く被害に、被災住民からは一体どうなっているんだというような声を耳にします。今までそのようなことはなかったのに、この数年の状態は異常としか言いようがありません。果たして市長はこの事態をどのようにお考えになっているのでしょうか。市長は住民の生命、財産を守るのがお役目であると存じます。新設ダムに頼るがために、肱川自体の維持管理がおろそかにはなっていませんか。ダムのできる予定の30年も住民にその苦痛を与え続けるおつもりでしょうか。堤防整備、堆積土砂のしゅんせつにより河道整正など、早急に着手せねばならないことがあるはずです。

また、鹿野川ダムの操作規則においても問題視されております。平成7年の水害から10年がたとうとしております。この間に市長はどんな水害防止策をされているのか。また、今後どのようにされるおつもりかをお伺いいたします。

続きまして、小・中学校生徒の登下校時の安全についてでございますけれども、これも先ほど来同様な質問、回答ございますけれども、このことについては新聞、テレビで毎日のごとく子供たちの悲惨な状況を報じております。万感胸に迫るものがあり、憤激に耐えません。このことはもはや対岸の火事として見逃すわけにはいきません。そこで、先ほど御回答があった中で、まだ1つ聞きたいことがありますのでお伺いいたします。

先日松山市のPTA連合会では、不審者が出没したようなときに、その情報がすぐに情報発信できるようなネットワークづくり、例えば携帯のメール等を使ったそういったシステムづくりというものを構築するというふうにお伺いしております。やはりこういった情報は、迅速に発信できなければ余り意味がない、そのようなネットワークづくりは構築される予定があるのかをお伺いいたします。そうしたことで、大洲

市は子供たちの安全のために万全の対策を講じられるようお願い申し上げます。

続きまして、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）についてでございます。日本では毎日100人以上が心臓突然死に陥り、その中の70ないし80%は心室細動など、致死性不正脈が原因と推測され、電氣的除細動でしか救命し得ないとされております。国は昨年7月、厚生労働省医政局長通知で、一般市民の除細動器使用を認め、救命救急士による気管送管とあわせて都道府県や関係省庁に通知いたしました。

また、2000年に改定された国際ガイドラインでも、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）が最優先できるよう一時救命処置の基本主義に盛り込まれております。一時救命処置は、心肺蘇生法の基本となる部分であり、適切な一時救命処置なくしてそれに続く2次救命処置で結果を出すことはできません。

そこで、心臓が停止した患者に電気ショックを与えて蘇生を試みる自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を多数の市民が集まる場所や学校、公共施設等に設置していくことは、市民の安全、安心を得るために非常に意義があると思われませんが、今後大洲市としてどのように取り組んでいくか、お考えを御教示願います。

続きまして、公共施設の禁煙化率についてでございます。我が国では、平成15年より健康増進法が施行されており、その目的は皆さん御承知のことと思います。その第5章第2節に受動喫煙の防止という項目があります。それを読みますと、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙（室内またはこれに準ずる環境において他人のたばこの煙を吸わされることをいう）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとあります。果たして大洲市ではこの取り組みはされているのでしょうか。

一例を挙げますと、この大洲市庁舎でも各部屋や廊下が喫煙場所となっております。これでは受動喫煙防止には何の役にも立っておりません。例えば、喫煙ルームを設置するとか、排煙装置を備えた場所を設けるとかしなければ意味がありません。受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、多数の者が利用する施設を管理する市は、受動喫煙を防止する措置をとる努力をすることで、市民の健康増進の観点からの受動喫煙防止の取り組みを積極的に推進することが必要と思います。

そこで、伺います。公共施設また学校での禁煙状況はどうなっているのでしょうか。また、今後の大洲市の取り組みはどのようにするのか、伺います。

以上で私の質問を終わります。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 二宮議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、行財政改革のうち職員の定数管理の適正化についての項目でございますが、まず職員の適正配置がなされているのかということでございますが、合併に際しましては行政サービスの急激な低下を招くことのないようにと各支所を総合的な出先機関として位置づけ、相当数の職員、長浜では122人、肱川で62人、河辺で40人を現在配置しているところでございます。しかし、そのことがかえって事務処理上の手続や職員配置の関係の一部不都合を生じさせ、効率化を疎外しているような点も一部見受けられておるようでございます。このような状況を勘案いたしますと、現在の組織機構及び人員配置が最適なものであるかどうかということは、できるだけ早急に見直しをする必要があるのではないかというふうに認識をしております。これら組織機構の見直し、本庁、支所の人員配置の

問題、また事務配分のあり方等につきましては、現在取り組んでおります行政改革大綱の作成とあわせまして、鋭意検討をしておるところでございますので、いましばらくお猶予をいただきたいと、このように思う次第でございます。

退職者数及び採用者数の年次別人員、定数目標についてでございますが、年次別で申し上げますと、平成18年3月末で18人、19年3月末で9人、20年3月末で15人、21年3月末で10人、22年3月末で29人、合計午前中申し上げましたように81人が退職をされる年齢に達するわけでございます。

次に、採用者数につきましては、今年度中に策定を予定しております定員適正化計画の中でその数値目標を掲げることといたしておりますが、現段階では年次別の採用者数及び平成22年4月1日での定数目標の今の御質問に対して明確に数字を上げてお答えすることはできませんが、新規採用に当たりまして、先ほども言いましたように保育士、看護師等の資格、免許がないと職務に当たれないという職務につきましては補充を行います、その他の職務につきましては、退職者数の2分の1から3分の1を補充し、あるいは補充を場合によったらないということで抑制してまいりますと、今後5年間の合計で81名に対しまして、退職者に対しまして約半分の40名の採用を見込みまして、本年12月1日現在883人の職員数は、平成22年4月1日には840人程度となる予定でございます。

それから、適正な諸手当のことについては、私の方から御答弁申し上げますが、特殊勤務手当等諸手当への支出にむだはないのかという御質問でございますが、現在当市の職員手当には、扶養手当、特殊勤務手当、管理職手当など14種類の手当がございます。これらの手当は、給料を補充する趣旨からいずれも地方自治法204条の規定に基づきまして、職員の給与に関する条例を定め、それぞれ適正に支給している

ものであります。したがって、その支出がむだという考えはしてはございませんが、山本議員さんの冒頭の御答弁でも申し上げましたように、現在の厳しい世相を考慮しながら、三役及び教育長につきましては、給料をカットさせていただきました。

また、議員さん各位におかれましては、一部先ほどのように御批判はあろうかと思いますが、報酬の一部カットをお願いしているところでございます。一般職についても3段階の最後の仕上げでございますが、同様に管理職手当の一律カットや特殊勤務手当については、一部を除き廃止するなどの何らかの見直しを行わなければならないと現在考えております。御理解を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

それから、二宮議員さんあえてございましたので、先ほど中野議員さんにもお答えしたんでございますが、10年間、平成7年の大水から何をやったんぞということでございますが、私は議会に長らく席を置いておりまして、この問題は一緒に取り組んできたことには変わりはありませんが、ことしこういう立場が異なりまして、その事の重大性につきましては範囲も広くなりましたし、再認識をして取り組んでおるところでございます。これは議員さんが言われますように、ハード面とソフト面の両方からの対策が必要であろうというふうに思います。後ほど御質問、答弁する機会もあろうと思いますが、危機管理に当たりましては、自主防災組織、やっぱり行政にあれもやれ、これもやれと言われるのにもこれは、私も実は水害サミットに出てこいということが東京へございまして、これは国交省の方から。毎日新聞が後援ということで、東京でございました、砂防会館で。参りましたが、そのときにもいろんな議論があったんですが、生の声ですから、水害に遭った全国の首長さんのサミットでございましたんで、もう本当に生々しいやりとりがあったんです

が、その中でやっぱりハード面、ソフト面の話がございました。自主防災組織、大洲でも順次整備をしてもらっておりまして、大変ありがたいと思っておりますが、これを一日も早くやっぱり立ち上げて、そしてやれることは自分みずからがやっていくと、地域を挙げてやっていくと、そうでありませんと何でも行政あるいは地元の議員さんにということでは、これはおのずと限界があると思いますんで、やれることはやっていただく、声をかけ合っていただく、そしてどうしても行政あるいはその他がやらにゃいけんことは消防団もそうですし、警察もそうです、連絡、協調、会議は再三しておりますが、いろんなことが浮かび上がっております。そんなことについては、順次整備をしていくということやっていきたいと思っておりますが、外的な整備だけでなしに、そういう内面的な、声をかけ合う、そしてちょっとのことですから乗せてあげると、一緒に、そういうようなことが一番命が助かったり、命をなくしたりという境目にどうもなっとなることが多い私印象を受けて、そのサミットから帰ったような次第でございまして、そういうところからひとつやっていって、堤防とかダムとかそういう問題につきましては、なかなか取ったか見たかというようにはこういう状況でございますんでいかん点もございしますが、しかしそれはそれとしてやってまいりますが、また地域を挙げてやってもらうことにつきましては、どうぞひとつ自主防災組織も順々担当の職員頑張ってくれておりまして、できておるようでございますが、まだ合併して広くなりましたんで、上流、下流の方も一緒にあわせてこの整備は、とかく中心部が後回しになっとなるようでございますんで、ひとつぜひお助けをいただきますよう、このことをお願いを申し上げまして、御答弁にかえさせていただきます。

あとの問題は、他の者で答弁をいたしますんで、よろしく願いいたします。

○小泉勝明総務部長 議長

○清水久二博議長 小泉総務部長

〔小泉勝明総務部長 登壇〕

○小泉勝明総務部長 それでは、私からは行財政改革についてのうち、まず公用車の管理状況についてお答えをいたします。

現在本市では、204台の公用車を所有しております、その内訳は本庁が104台、長浜支所37台、肱川支所34台、河辺支所29台となっております。このうち御質問の黒塗り公用車につきましては、合併時には6台を所有しておりましたが、2台を一般競争入札で売り払い処分をいたしまして、また1台を廃車処分をしたということでございまして、現在は3台の所有ということになっております。

公用車の管理につきましては、原則として本庁、支所の担当課が行っておりますが、本庁においては一部集中管理車制度を導入いたしまして、有効活用を図っているところでございます。

今後におきましては、公用車のより効率的かつ経済的な管理を行いますために、支所への集中管理車制度の導入を推進し、あわせて本庁の集中管理台数の拡大を検討するとともに、購入年度あるいは走行距離等によります買い換え基準、こういったものを十分考えまして、有利な補助制度等の活用などを盛り込んだ公用車管理計画、これを策定したいと考えておるところでございします。

次に、職員互助会に対します補助金の支出についてでございますが、新市における互助会は、本年11月11日付で設立をいたしてございまして、現在特別職及び一般職の全員が加入をしている状況でございます。

互助会の事業内容といたしましては、職員の生命保険等の加入、脱退手続に係る団体としての事務を取り扱い、そしてその取り扱いによって生じます保険会社からの手数料収入、これと職員1人当たり年間1,000円の会費を徴収いた

しまして、これらを財源に職員の福利厚生事業を実施しておるところでございます。旧大洲市の時代には、その互助会に対しまして会費総額と同額を市の補助金として支出しておったこともありましたが、これは引き継ぐことなく現在は廃止をしているところでございます。今後におきましても、市民の皆様から不信の目を向けられることのないよう、適正な運用に努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

済みません、訂正をさせていただきます。

互助会の発足でございますが、11月11日付と申しましたが、11月1日付と訂正をさせていただきます。

○上村孝廣市民福祉部長 議長

○清水久二博議長 上村市民福祉部長

〔上村孝廣市民福祉部長 登壇〕

○上村孝廣市民福祉部長 私の方からは、公共施設の禁煙化率についてお答えをいたします。

受動喫煙の防止につきましては、二宮議員さん御指摘のとおり、平成15年5月に施行されました健康増進法により法制化されたことに伴いまして、学校、体育館、病院、事務所、官公庁施設等々、不特定多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。このことによりまして、大洲市におきましても各所属長、学校、公民館等に文書で周知し、本庁におきましても各階に喫煙スペースを確保し対応している状況でございます。

当市における受動喫煙防止対応策につきましては、健康増進法に基づき、平成15年度に作成しました健康日本21大洲市版の中にたばこ項目を設けまして、その目標値に沿って未成年者の喫煙防止、公共の場における禁煙の実施を目指しまして、段階的に受動喫煙防止策を講じてきたところでございます。

庁舎等におきます取り組みにつきましては、受動喫煙を防止するため、その趣旨を徹底するために本年10月末に再度庁舎内等における禁煙の徹底について通知をしたところでございます。

学校におきましては、一昨年5月31日の世界禁煙デーにあわせ、県内の県立学校の敷地内はすべて禁煙となりましたが、市内の小・中学校、幼稚園等におきましては、各学校の判断によりまして職員、保護者や公民館など、地域の団体、諸機関との相談のもとに理解を得ながら対策を講じている状況でございます。

大洲市における主な公共施設の禁煙化率でございますが、約200カ所を調査をいたしましたところ、その状況は本年9月末で、敷地内完全禁煙が48カ所で24.1%、屋内禁煙が36カ所で18.1%、分煙が26カ所で13.1%、不完全分煙が45カ所で22.6%、対策不完全な施設が44カ所で22.1%になってございます。

また、ただいま申し上げました約200カ所のうち、市内の小・中学校、幼稚園46カ所の状況につきましては、敷地内完全禁煙が32カ所で69.5%、屋内禁煙が5カ所で11.0%、分煙が9カ所で19.5%になってございます。

今後の取り組みにつきましても、各公共施設等における費用とスペース等の問題もございますので、順次完全禁煙、完全分煙、空間分煙等を各施設の管理者のもと、それぞれの場所に合った適切な方法で実施をしてまいりたいと考えております。

なお、今後の予定といたしまして、東大洲にございます総合福祉センターにつきましては、平成18年1月より屋内禁煙とすることにいたしております。

また、御指摘のございました本庁における今後の取り組みにつきましても、庁舎内の完全禁煙について検討をしてまいりたいと考えております。

受動喫煙につきましては、健康の保持と快適

な環境づくりを図りますとともに、喫煙者と非喫煙者それぞれが相互の立場を理解、尊重し、良好な人間関係を保たれるよう段階的な取り組みと啓発に努力をしまいたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○三保禮三建設農林部長 議長

○清水久二博議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 それでは、私の方からは肱川の治水について2点ばかりお答えをしたいと思います。

まず、河道整備についてでございますが、この肱川の堤防整備につきましては、御存じのように平成16年5月に策定をされました河川整備計画に基づきまして、順次事業を実施されることになっており、治水安全度を上げていただくことになっております。

そこで、現在は菅田、久米、多田、長浜、沖浦、小浦地区などにおきまして、地元関係者への説明会などが実施をされているところでございます。

次に、河床整正についてでございますが、午前中からお答えをしておりますので、詳しくは省略させていただきますけれども、国・県におかれましては、土砂の堆積状況などを十分把握をいたしまして、適正なる河道内の土砂や樹木の維持管理に努めていく、このように考えておられますので、御理解のほどお願いする次第であります。

次に、平成7年の災害以降の対策についての御質問がございました。この件でございますが、平成7年の梅雨前線豪雨によりまして、大きな被害を受けました白滝地区ほか9カ所におきまして、総事業費約142億円をかけまして、俗に言う激特事業が実施をされまして、矢落川の合流点から下流におきましては、治水安全度が約15分の1に向上をしたところでございま

す。

また、大和郷地区におきましては、堤防建設と背後宅地のかさ上げを行います水防災対策特定河川事業が、土地区画整理事業と連携をいたしまして、平成14年度から実施されておりました。再来年の平成19年度には完成予定となっております。

旧大洲市の事業といたしましては、御存じのように東大洲地区の冠水被害を軽減するために、平成11年度から16年度にかけまして、二線堤を兼ねました市道整備事業を実施いたしました。

また、そのほかといたしましては、ソフト面になりますけど、住民への避難路等の啓発のために、平成8年にハザードマップを作成をいたしました。平成13年に改訂版、そして本年平成17年度には新市版をそれぞれ各戸に配布したところでございます。

今後におきましては、先ほど申し上げました堤防整備、山鳥坂ダム建設、鹿野川ダムの改造を柱といたします河川整備計画に基づきまして、順次事業が実施されていくことになると思いますけれども、大洲市といたしましては地元調整など、事業協力に最大限の努力をいたしまして、事業期間の短縮、それから事業の早期着手について国や県の方に対し強く要望をしていきたいと考えておりますので、議員の皆様方の御協力のほど、よろしく願いをいたしまして、御答弁とさせていただきます。

○佐伯幸一総務部副部長 議長

○清水久二博議長 佐伯総務部副部長

〔佐伯幸一総務部副部長 登壇〕

○佐伯幸一総務部副部長 二宮議員さん御質問中、私の方からは自動体外式除細動器についてお答えをいたします。

突然の心肺停止者に対して電気ショックを与え蘇生させる自動体外式除細動器、いわゆるAEDにつきましては、議員さん御指摘のとおり昨年7月、次の4つの条件を満たす場合には、

医師法第17条違反とならないものとする見解が出されました。

その4つの条件の1点目といたしましては、医師等を捜す努力をしても見つからないなど、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること。2つ目といたしましては、使用者が対象者の意識、呼吸がないことを確認していること。3つ目といたしまして、使用者がAEDの使用に必要な講習を受けていること。4つ目といたしまして、使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていること、この4つでございます。このことによりまして、これまで心臓や呼吸がとまっている病人やけが人への応急措置は、人口呼吸や心臓マッサージなどの心肺蘇生法が中心でありましたが、これに加え医師や救急救命士でない一般の方でもAEDを使えるようになりました。本市において、このAEDを備えておりますのは、消防本部に3台のほか、民間医療機関、企業など4カ所で、御指摘の学校、公共施設にはまだ設置していないのが現状でございます。

また、このAEDの使用方法等につきましては、普通救命講習の中で心肺蘇生法とあわせて実施しておりまして、本年におきましては約1,000人余りの方が受講をされております。心臓停止、呼吸停止といった場合、救急車が到着するまでの時間が非常に重要でありますので、今後公共施設等への設置につきまして検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○叶本正教育長 議長

○清水久二博議長 叶本教育長

〔叶本正教育長 登壇〕

○叶本正教育長 それでは、私の方からは小・中学校児童・生徒の登下校の安全対策についてお答えをいたします。

学校での取り組みにつきましては、宮本議員さんへ答弁したところでありますが、教育委員会としましては、次のようなことを学校にお願

いをしております。

まず、通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底であります。教職員、保護者に通学路を定期的に点検していただき、危険箇所を互いに共通理解し、危険を回避する対応策を考えていただくようお願いをしておるところでございます。

また、子供たちに危険予測や危険回避能力を身につけさせるための安全教育の推進が重要だと考えております。

そこで、既に作成してる学校もありますが、子供たち自身の参加による通学路安全マップ等の作成を通して、危険箇所について子供たちが実感を持って理解できるような取り組みを学校にお願いしているところであります。

また、危険を回避するための実践的な対処方法を子供たちに身につけさせるために、警察官等の協力を得て防犯教室などの実施もお願いしております。

なお、登下校時における子供たちの安全確保につきましては、学校、保護者だけの取り組みには限界があります。地域や関係機関の協力を得て取り組んでいくことが重要だと考えております。

なお、情報発信のネットワークづくりにつきましては、今後学校、関係機関と協議をしながら実施できるかどうか、検討をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○9番二宮淳議員 議長

○清水久二博議長 二宮淳議員

〔9番 二宮淳議員 登壇〕

○9番二宮淳議員 肱川の治水について再質問いたします。

いろいろ御答弁あったんですけれども、何もまどろっこしいというか、つかみどころがないといいましょうか、国交省は河床が安定してるとか、堆積が確認されていないっていうふうな回答だったというようなことも言っておられ

ますけれども、実際そこに住んでる住民から見ればもう明らかなで、以前泳げていたところが土砂が堆積して泳げなくなっているとか、見た目にも堆積してるのは明らかなでございます。国交省の言うことをうのみにして、そのままそうですかっていうふうに国交省の言うことを聞いているんだったら、いつまでたっても私は水害はなくならないと思っております。もっと市としても強く国交省に訴えかけなければいけないと思います。ことし、去年と水害が続いて、また来年もこのままでは水害が起こる、そういうふうに思います。そうなったら、こりゃ訴訟問題にもなるぐらいひどい問題であると私は考えておりますので、市としてももうちょっと切実にというか、早急にこの問題は対応していかなければ私はいけないと思っております。もっとやはり市から訴えて河道整正をしていただくように、堤防整備も下流からと言っておりますけど、いつになったらそれができるのか。もう次の水害の起こるであろう時期までには、それらがもう整備されているように、早急に私は着手されるべきであると、そういうふうに国に訴えかけていっていただきたいというふうに思っております。

（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）

それと、公共施設の禁煙化率についてでございますけれども、この本庁舎におきましては、まだ廊下では喫煙が認められているというようなことを言っておられましたけれども、それでは分煙にはなっておらないのであって、これはもっとこれもやはり早急に、いつまでに禁煙にするとか、そういうふうな具体案を示していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○三保禮三建設農林部長 議長

○清水久二博議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 二宮議員さんの再質問についてお答えをしたいと思います。

午前中からお答えをしておりますように、国・県の考え方は先ほど申したとおりという回答でありますので、そのままお伝えをしたわけでございますが、そうは言いながらこの間の西大洲の会あたりでもかなりきつく河川のしゅんせつの話は出ておりました。ですから、そういう中でそのときには助役さん出ていただいていたんですが、助役さんもとにかくあなたがそう言われても、現実には私は部分的にこういうところがたまるとというのがわかつとるんで、何とかそれでは市民の皆さんが納得しないということをやかなりきつく市長さん、助役さんも機会あるごとに言っておられます。そういうことで、国交省の方は、先ほども回答をいたしましたけれども、旧富士橋の下流側を少ししろってもらったりとか、可能なところをやってはいただいておりますが、根本的な大きな河川掘削はまだできていないという状況じゃないかと思えます。これから先につきましては、国・県にお願いをしました中では、そういう箇所があったら教えていただいて、調査をした上で必要な措置については考えさせていただくという形を申し上げられておりますので、そういう場所場所につきましては、今後市といたしましては強力に国・県の方へその点についても陳情をしてまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○小泉勝明総務部長 議長

○清水久二博議長 小泉総務部長

〔小泉勝明総務部長 登壇〕

○小泉勝明総務部長 ただいまの本庁舎の禁煙について再質問がございました。

今御指摘のように庁舎内のトイレの隣、言いますと一番端っこで喫煙室を設けましてやっております。ただ、囲いとかそういったものがきちんとされておりませんので問題はあるというふうに考えておるところでございます。この問題につきましては、また来年からどういう形で



やったらいいのか検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○清水久二博議長 以上で本日の質疑、質問を終わります。

これをもって本日の日程を終了いたしました。

あす12月13日午前10時から本会議を開きます。

日程は、本日に引き続き第131号議案から第141号議案までの議案11件に対する質疑と市政全般に対する質問であります。

~~~~~

○清水久二博議長 本日はこれにて散会いたします。

午後2時47分 散 会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員